



東郷町一般廃棄物 処理基本計画 (中間見直し)

令和4年度 ▶
令和8年度



令和4年3月
愛知県東郷町

◇ 目 次 ◇

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の範囲	4
第4節 計画対象区域	5
第5節 計画目標年度	5

第2章 地域の概況

第1節 自然的状況	6
1 位置及び地勢	6
第2節 社会的状況	7
1 人口及び世帯数	7
2 年齢別人口構成	8
3 産業	9
(1) 産業別就業人口	9
(2) 農家数及び農家人口	11
(3) 事業所数及び従業者数	12
(4) 土地利用	13

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみの分別区分	14
第2節 ごみ処理体系	15
第3節 ごみ処理の現状	16
1 ごみの排出状況	16
(1) ごみの区分別排出量の推移	16
(2) 1人1日当たりのごみ排出量	18
(3) 処理しなければならないごみ量	19
(4) 1人1日当たりの処理しなければならないごみ量	20
(5) 家庭系ごみの組成	21
2 ごみの減量化・資源化の現況	23

(1) 資源回収量	23
(2) 資源回収率	24
(3) 資源回収品目	25
3 し尿・浄化槽汚泥の処理状況	26
第4節 ごみ処理の課題	27
1 他市町村との比較	27
2 関連計画の目標値	28
3 実績と目標値の比較	28
4 中間計画（平成29年度）の施策の進捗状況	30

第4章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 基本理念	34
第2節 計画期間	34
第3節 計画目標	34
1 目標値の設定	34
2 ごみ排出量の将来推計（数値目標ベース）	36
3 1人1日当たりのごみ量の将来推計（数値目標ベース）	37
4 資源回収率の将来推計（数値目標ベース）	38
第4節 本計画の基本理念及び基本方針等の体系	39
第5節 ごみの減量化・資源化に関する基本的事項	40
1 ごみ発生抑制の推進（リデュース）	41
2 再使用や再生品利用の推進（リユース）	41
3 資源化の推進（リサイクル）	42
4 意識啓発・環境学習の推進	43
第6節 ごみの分別・適正排出に関する基本的事項	44
1 家庭系ごみの分別の徹底	44
2 ごみ集積場所における適正排出の徹底	45
3 事業系ごみの分別と適正排出の徹底	45
4 不法投棄対策	46
第7節 その他ごみの処理に関する基本的事項	47
1 収集運搬計画	47
2 中間処理計画・最終処分計画	48
3 災害廃棄物対策	48

第8節 し尿・浄化槽汚泥の処理に関する基本的事項	49
1 し尿・浄化槽汚泥の収集量の見通し	49
2 収集運搬計画	49
3 中間処理計画・最終処分計画	49

第5章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制	50
第2節 計画の進行管理	51
1 目標達成状況及び計画の進捗把握	51
2 進行管理の手法	51

資料編

1 処理しなければならないごみ量の種類別・搬入形態別の内訳	53
2 ごみの減量化・資源化施策の実施状況	55
3 不法投棄の状況	62
4 ごみ処理の状況	63
5 ごみ処理経費の状況	72
6 し尿・浄化槽汚泥処理経費の状況	74
7 ごみ・し尿の処理経費の有料化の状況	76

※この計画書内の図や表において、内訳を足した数字と合計の数字が違う箇所がありますが、内訳は小数点以下第一位を四捨五入した数字を表記し、合計は四捨五入する前の内訳の数字を足した後に四捨五入したもので表記しています。（該当する箇所には注釈をつけています。）

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会に向けた国際目標として、2015年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択され、社会構造を見直し転換する時期となっています。廃棄物処理においても2019年に「バーゼル条約」に廃プラスチックが追加、中国による廃棄物の輸入規制などにより、国内における廃棄物処理の構造を見直す必要があります。

国内においても、2019年に「食品ロス削減の推進に関する法律」が制定され、2021年6月に「プラスチック資源循環促進法」が公布されるなど、廃棄物処理に関連した法律が策定されています。

東郷町では、平成24年3月に東郷町一般廃棄物処理基本計画を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された「持続可能な循環型社会」の形成を目指し、廃棄物の抑制、資源化の推進を行ってきました。

当初計画が策定されてから5年が経過した平成29年度に1回目の中間見直しを行っており、その後5年経過したことで、本町を取り巻く社会情勢や環境は変化しています。令和3年度を初年度とする第6次東郷町総合計画においては、SDGsの要素を各施策に反映した取り組みを推進していくこととしています。将来都市像として「人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう」を掲げて、「持続可能な循環型社会」の形成を目指しており、デジタル技術の活用も視野に入れ、社会情勢の変化に対応した計画とするため、令和4年度を初年度とした計画を策定するものです。



図 1-1-1 持続可能な開発目標（SDGs）17の目標

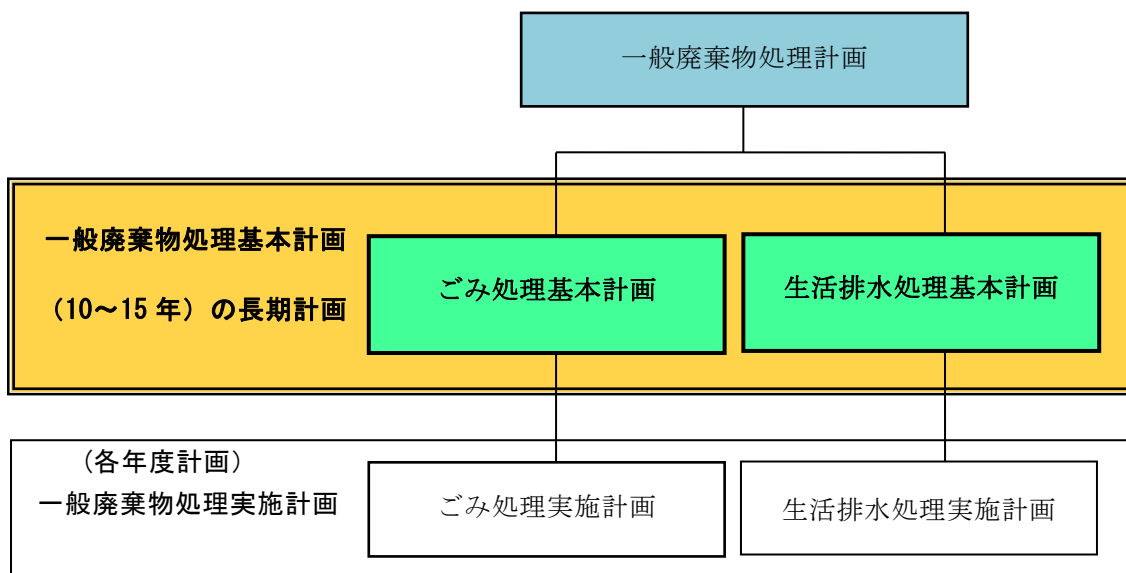
第 2 節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年号外法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」と規定されています。

平成 28 年 9 月に改定された国の「ごみ処理基本計画策定指針」で示される一般廃棄物処理計画の構成は、図 1-2-1 に示すとおりです。一般廃棄物処理計画は、長期計画である「一般廃棄物処理基本計画」と基本計画に基づき年度ごとに定める「一般廃棄物処理実施計画」で構成されるものです。

本計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる長期計画であり、一般廃棄物処理実施計画は、本計画に基づき、年度ごとの一般廃棄物の減量化・資源化の推進、排出の方法、収集運搬体制などについて定めます。

また、本計画は「第 6 次東郷町総合計画」及び「東郷町環境基本計画」との整合性を図りながら愛知県廃棄物処理計画、愛知県環境基本計画などを踏まえ、循環型社会の構築を推進するための計画です。一般廃棄物処理に係る法律及び法令と各計画の関係は図 1-2-2 のとおりであり、関連計画の策定状況は、表 1-2-1 のとおりです。



※二重線枠内が本計画の範囲

図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

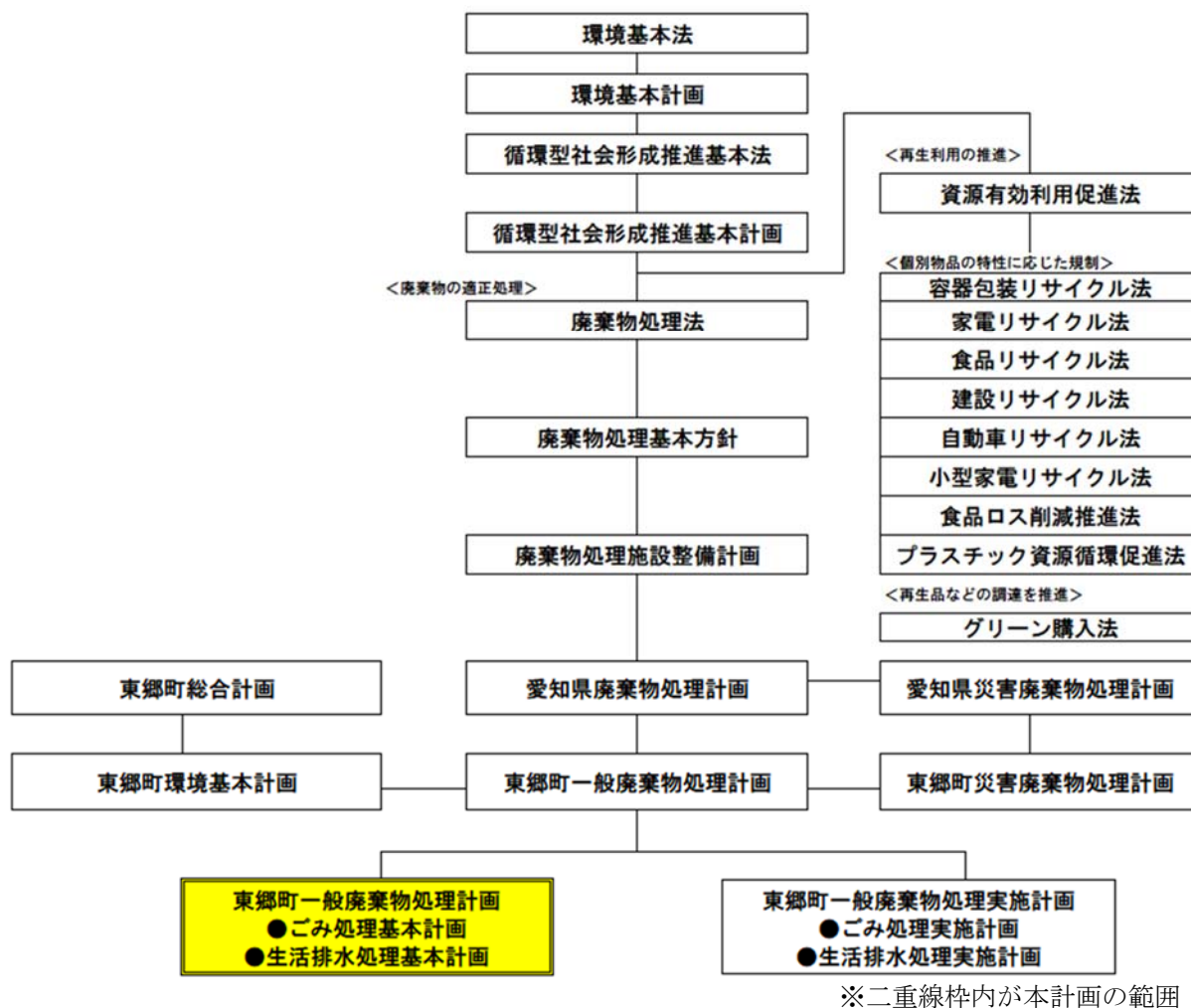


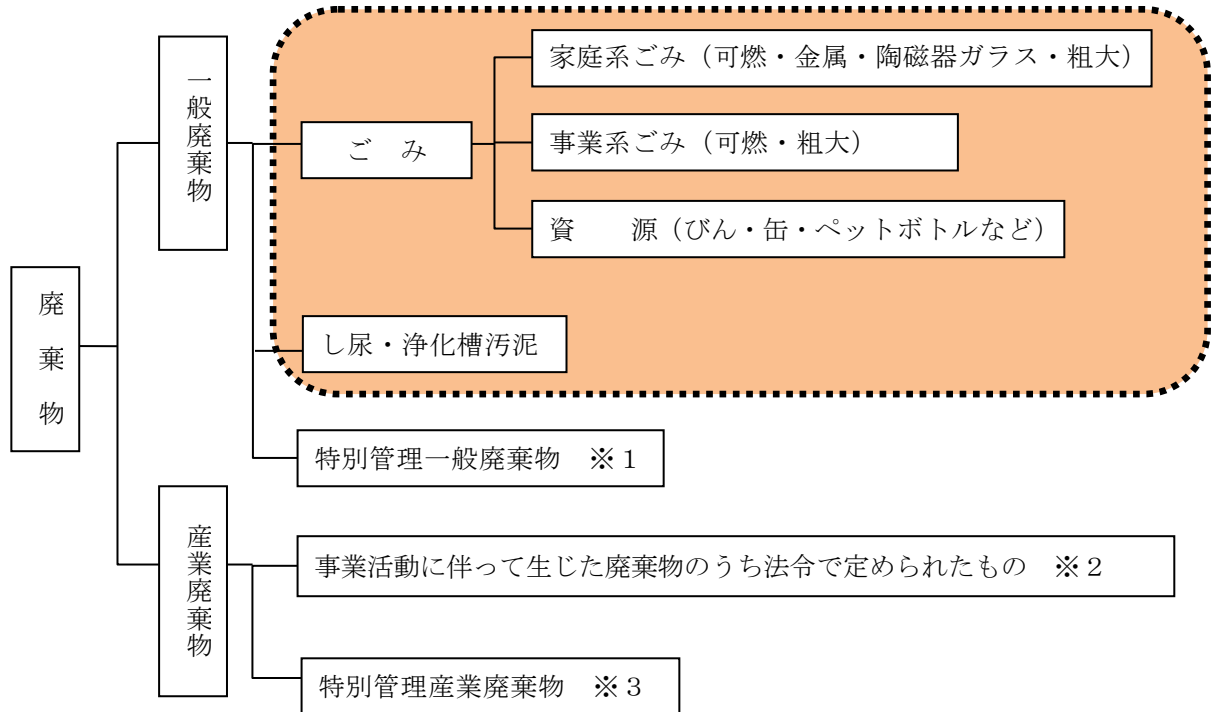
図 1 - 2 - 2 一般廃棄物処理に係る法律及び法令と各計画の関係

表 1 - 2 - 1 関連計画の策定状況

国・県	計画名称	策定・変更年
国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	平成 28 年
愛知県	第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画	平成 21 年
	愛知県廃棄物処理計画	平成 29 年
	第 9 期愛知県分別収集促進計画	令和元年
	第 5 次愛知県環境基本計画	令和 3 年
東郷町	第 6 次東郷町総合計画	令和 3 年
	東郷町生活排水対策推進計画	令和 3 年
	第 2 次東郷町環境基本計画	平成 25 年
	第 9 期東郷町分別収集計画	令和元年

第3節 計画の範囲

本計画において、対象となる廃棄物は、一般廃棄物のうち図1-3-1の点線で囲われた「ごみ」及び「し尿・浄化槽汚泥」とします。



※1 爆発性、毒性、感染性等の性状を有する一般廃棄物で政令で定めるもの

※2 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物又は植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、これらの産業廃棄物を処分するために処理したもの

※3 爆発性、毒性、感染性等の性状を有する産業廃棄物で政令で定めるもの

図1-3-1 対象となる廃棄物

第4節 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本町全域とします（図1-5-1）。

第5節 計画目標年度

本計画は、平成24年に策定した計画から10年経過したことにより見直しを図り、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とします（図1-5-1）。

なお、諸条件に大きな変動のあった場合は、適宜見直しを行うものとします。

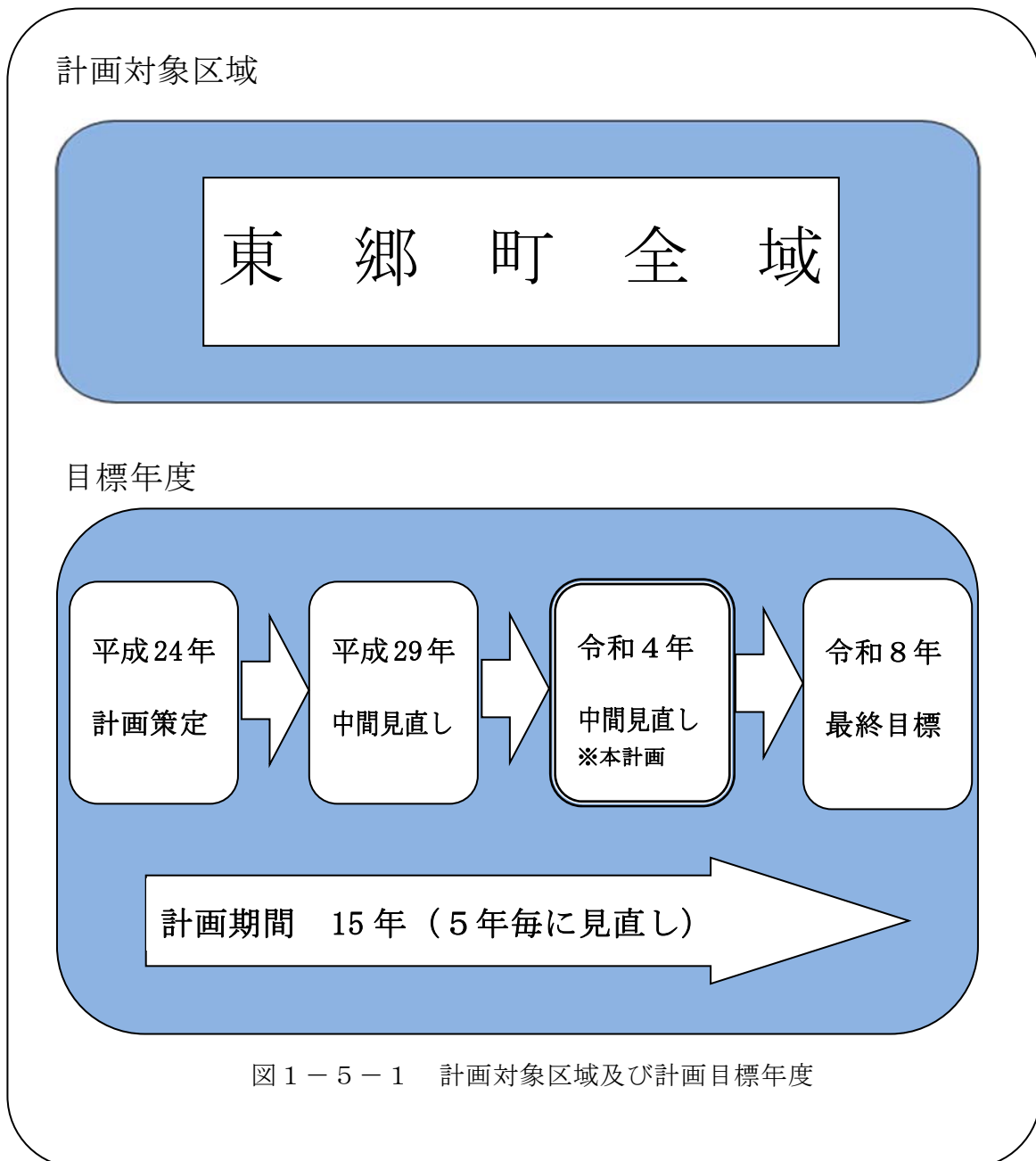


図1-5-1 計画対象区域及び計画目標年度

第 2 章 地域の概況

第 1 節 自然的状況

1 位置及び地勢

本町は、名古屋市と豊田市の間に位置し、尾張丘陵と平野部の複合地帯であり起伏に富んだ地形となっています。住宅地としての性格が強く、宅地開発を中心に人口 4 万人を超える町に発展してきました。今後も東郷セントラル地区を中心とした開発に伴う住宅地整備等が進むことにより当面は人口が増え続ける見通しです。

標高は、最低標点 が 17.2m、最高標点 が 112.8m です。

町域は、東西 4.68 km、南北 6.96 km、面積 18.03 km² です。

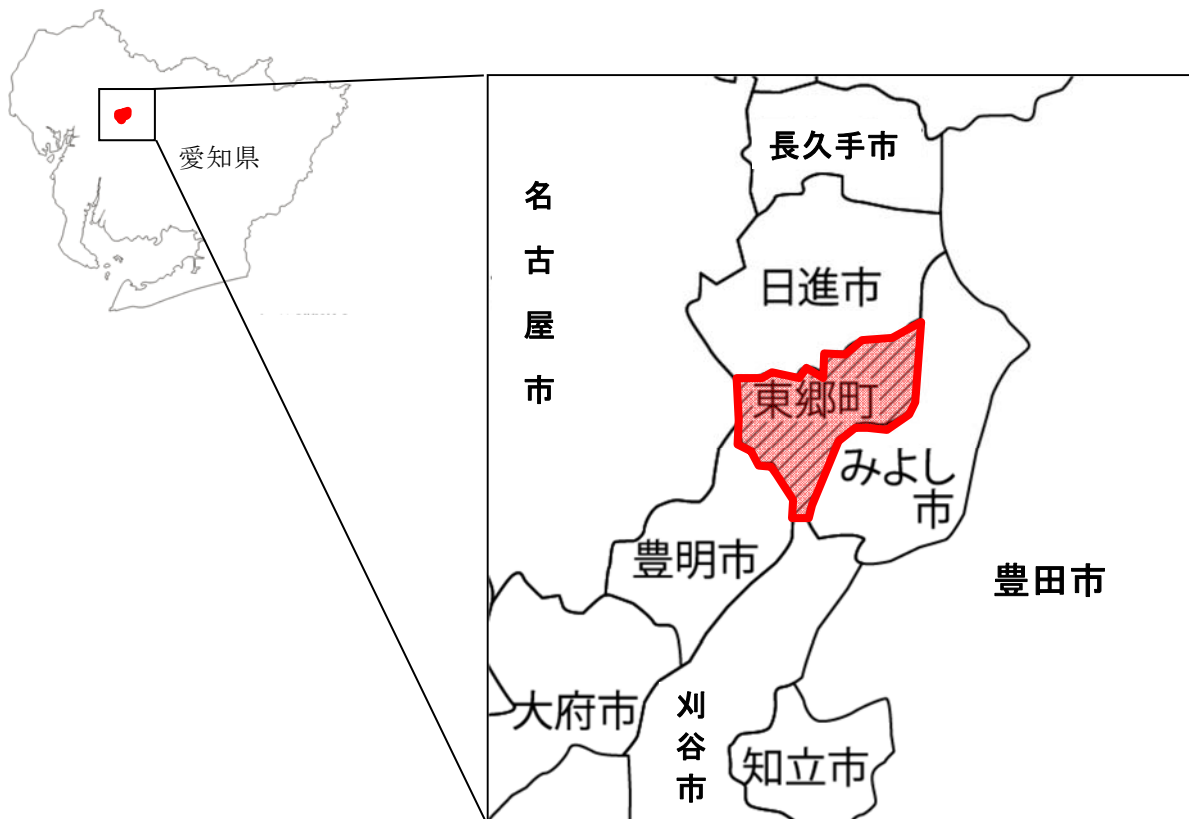


図 2 - 1 - 1 東郷町位置図

第 2 節 社会的状況

1 人口及び世帯数

本町の人口及び世帯数の推移は、表 2-2-1 のとおりです。人口は令和 2 年までは増加しており、それに伴い世帯数も増加しています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成元年の 3.46 人から近年の令和 3 年では 2.44 人となっています。

表 2-2-1 人口及び世帯数の推移

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たりの 人員 (人)
平成元年	29,990	8,662	3.46
平成 5 年	31,531	9,659	3.26
平成 10 年	34,635	11,389	3.04
平成 15 年	38,295	13,302	2.88
平成 20 年	41,201	15,224	2.71
平成 25 年	42,078	15,901	2.65
平成 30 年	43,525	17,215	2.53
令和元年	43,833	17,525	2.50
令和 2 年	44,057	17,872	2.47
令和 3 年	44,003	18,036	2.44

各年 3 月 31 日現在 (外国人住民を含む) 資料：東郷町福祉部住民課

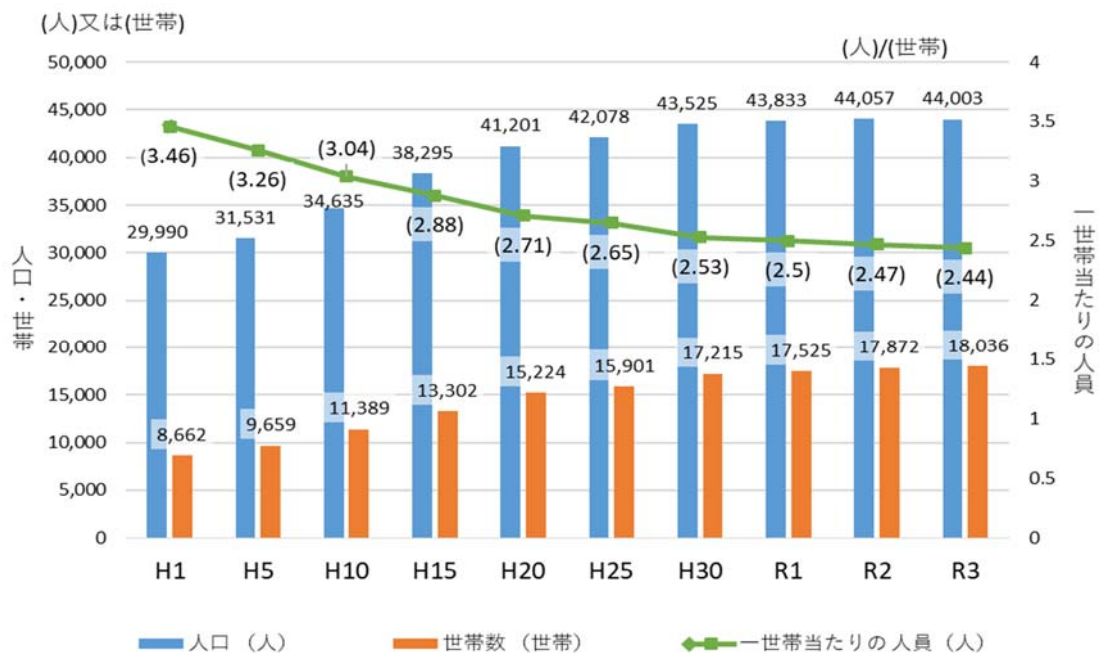
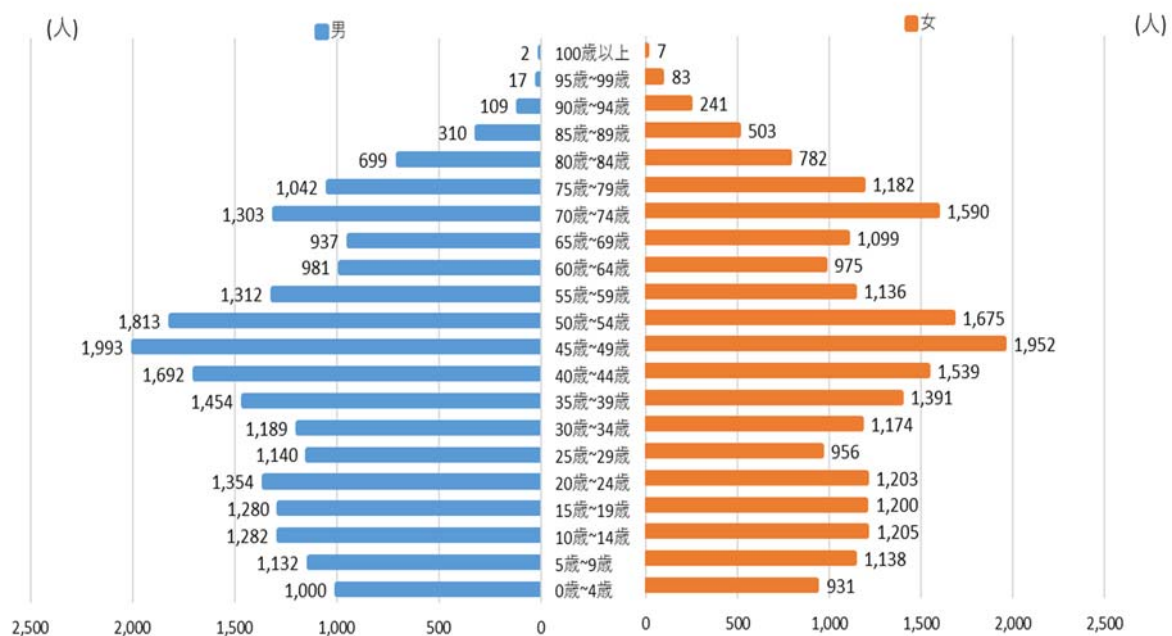


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移

2 年齢別人口構成

本町の令和3年3月31日現在の男女別人口分布を図2-2-2に示します。年齢別に見ると、男女ともいわゆる「団塊ジュニア」世代にあたる45歳～49歳のが最も多くなっています。



令和3年3月31日現在（外国人住民を含む）
資料：東郷町企画部企画情報課

図2-2-2 男女別人口分布（令和2年度）

3 産業

(1) 産業別就業人口

本町の各年における産業別の就業人口の推移を表2-2-2及び表2-2-3に示します。就業人口の合計は、毎年増加傾向にあり、平成27年に20,849人まで増加しています。産業の割合は、第三次産業が約6割を占めています。

表2-2-2 産業別の就業人口の推移 (単位：人)

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	農業	312	304	257	239
	林業・狩猟業	1	-	-	-
	漁業水産養殖業	-	-	-	-
	小計	313	304	257	239
	構成比 (%)	2%	2%	1%	1%
第二次産業	鉱業	2	1	2	1
	建築業	1,972	1,703	1,591	1,534
	製造業	5,306	5,771	5,974	6,084
	小計	7,280	7,475	7,567	7,619
	構成比 (%)	38%	38%	38%	37%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	124	96	90	80
	運輸業・通信業	1,027	1,251	1,409	1,341
	卸売業・小売業	4,365	3,172	3,116	3,005
	金融業・保険業	394	348	374	327
	不動産業	173	193	289	291
	サービス業	4,999	-	-	-
	学術研究・専門・技術サービス業	-	-	619	647
	宿泊業・飲食サービス業	-	832	951	982
	生活関連サービス業・娯楽業	-	-	693	757
	教育・学習支援業	-	971	1,018	991
	医療・福祉	-	1,520	1,853	2,293
	複合サービス事業	-	140	88	132
	サービス業（他に分類されないもの）	-	2,808	1,110	1,206
	公務（他に分類されるものを除く）	563	591	551	486
	小計	11,645	11,922	12,161	12,538
	構成比 (%)	61%	61%	61%	61%
	その他（分類不能の産業）	75	254	735	453
合計	19,313	19,955	20,720	20,849	

資料：東郷町HP「国勢調査」（3-4 産業別就業者数）各年10月1日現在

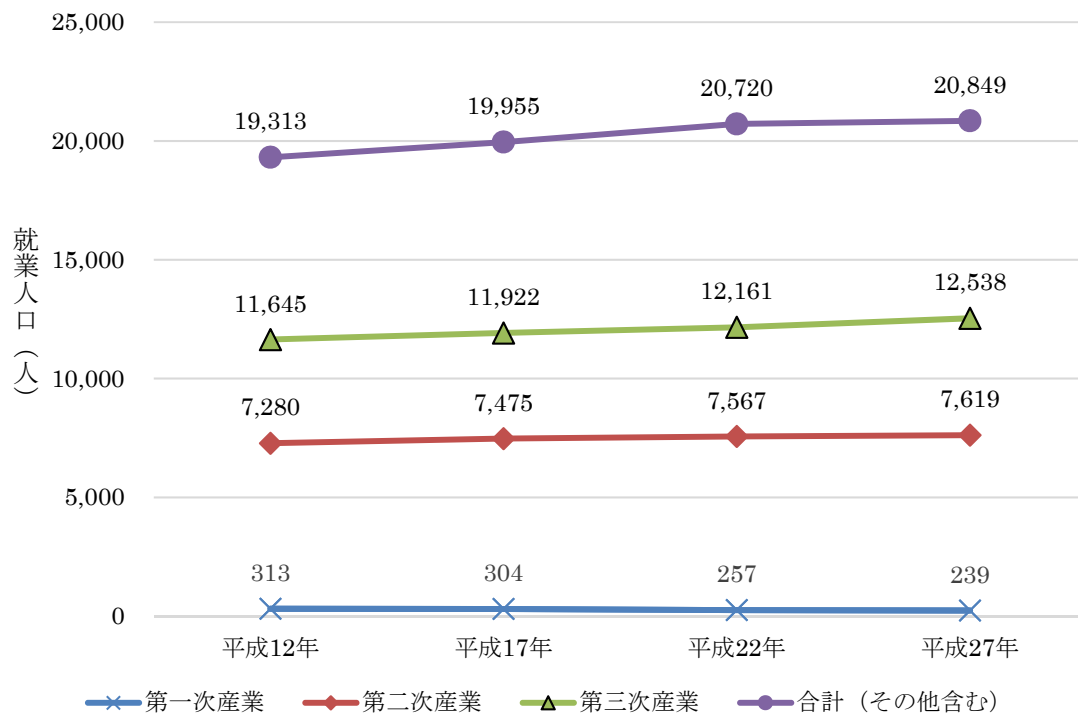


図 2-2-3 産業別の就業人口の推移

(2) 農家数及び農家人口

本町の農業における農家数及び農家人口の推移は、表2-2-3のとおりです。平成12年と令和2年を比較すると、総農家数では20年間に151戸（平成12年比28.5%）減少しています。

販売農家（特に第2種兼業）の戸数が減少する中、自給的農家は増加しており、令和2年には190戸となっています。これは平成12年の153戸から約24.2%の増加です。

表2-2-3 農家数及び農家人口の推移

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家数 (戸)	530	528	493	423	379
販売農家 (戸)	377	316	264	220	189 (49.9%)
うち専業	29 (5.5%)	36 (6.8%)	25 (6.1%)	52 (12.3%)	—
うち第1種兼業 ^{※1}	17 (3.2%)	39 (7.4%)	22 (4.3%)	8 (1.9%)	—
うち第2種兼業 ^{※2}	331 (62.4%)	241 (45.6%)	217 (43.4%)	160 (37.8%)	—
自給的農家 ^{※3} (戸)	153 (28.9%)	212 (40.2%)	228 (46.2%)	203 (48.0%)	190 (50.1%)
総農家人口 (人)	2,531	1,475	1,160	841	—

各年2月1日現在

資料：農林水産省HP「統計情報」（農林業センサス）

- ※1 第1種兼業農家：世帯員の中に兼業従業者が1人以上いて、農業収入が農外収入より多い農家
- ※2 第2種兼業農家：世帯員の中に兼業従業者が1人以上いて、農業収入より農外収入が多い農家
- ※3 自給的農家：経営耕地面積30a未満、かつ農産物販売金額（過去1年間）が50万円未満の農家
- ※4 令和元年度調査から販売農家内訳が変更

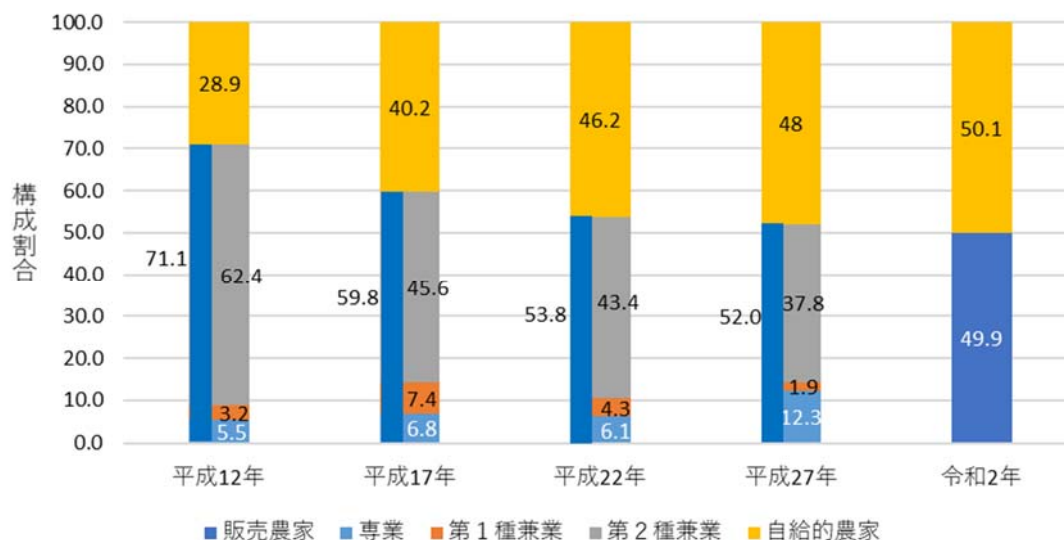


図2-2-4 農家数の推移

(3) 事業所数及び従業者数

産業別の事業所数及び従業者数は、表 2-2-4 及び図 2-2-5 のとおりです。平成 21 年から平成 28 年を比較してみると、第 1 次産業の事業所数は 1 から 3 に増え、従業者数も事業所数の増加に合わせて増加し、平成 28 年には 88 人が従事しています。第 2 次産業は、事業所数・従業者数共に若干の減少傾向にあります。第 3 次産業については、事業所数に増減が見られ、それに伴い従業者数も増減を繰り返しています。

表 2-2-4 産業別の事業所数及び従業者数

区 分		平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
第 1 次産業	事業所数 (事業所)	1	2	3	3
	従業者数 (人)	6	42	35	88
第 2 次産業	事業所数 (事業所)	440	393	377	377
	従業者数 (人)	5,327	5,276	5,167	5,312
第 3 次産業	事業所数 (事業所)	940	836	905	859
	従業者数 (人)	8,636	7,047	8,817	7,304
合計	事業所数 (事業所)	1,381	1,231	1,285	1,239
	従業者数 (人)	13,969	12,365	14,019	12,704

資料：東郷町企画部企画情報課「経済センサス-基礎調査(平成 26 年)、経済センサス-活動調査(平成 24・28 年)」

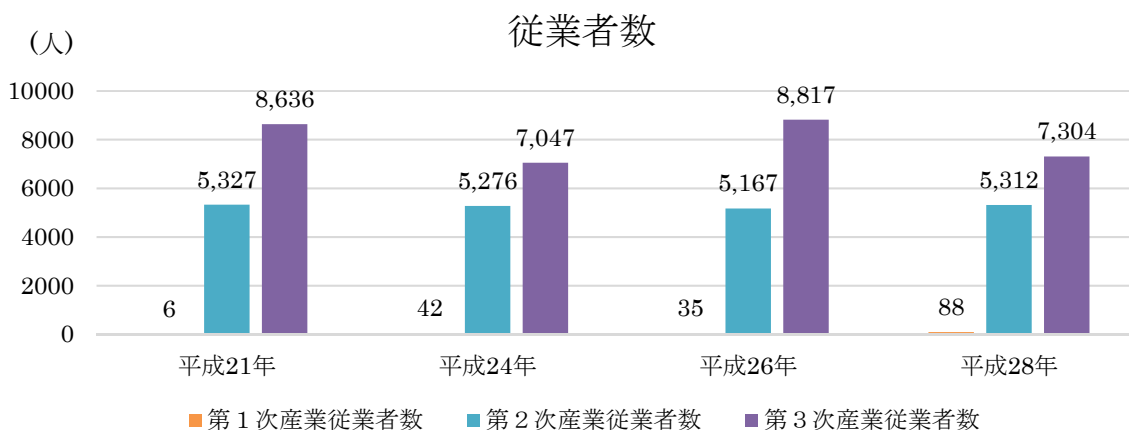
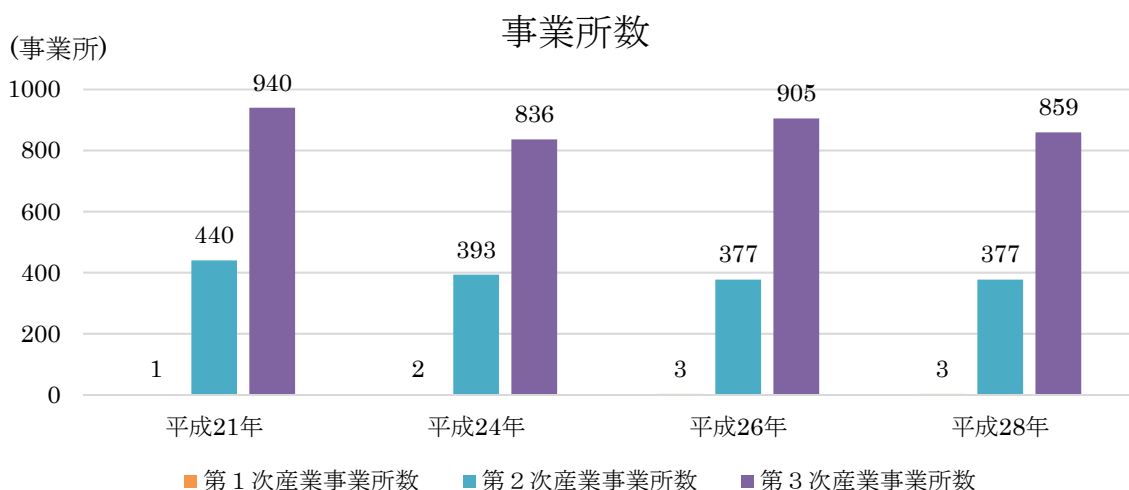


図 2-2-5 産業別の事業所数及び従業者数

(4) 土地利用

本町の地目別土地利用面積は、表 2-2-5 及び図 2-2-6 のとおりです。総面積は 18.03 km²であり、県の総面積（5,154 km²）の約 0.3%を占めています。

地目は宅地が 25.2%と最も多く、次いで雑種地が 19.3%を占めており、以下、田が 14.9%、畑が 6.0%となっています。

表 2-2-5 地目別土地利用面積（令和 3 年）

	総面積	宅地	雑種地	田	畑	その他
総面積 (km ²)	18.03	4.54	3.47	2.69	1.09	6.24
構成割合 (%)	100.0	25.2	19.3	14.9	6.0	34.6

※令和 3 年 1 月 1 日現在

資料：東郷町総務部税務課「固定資産概要調書」

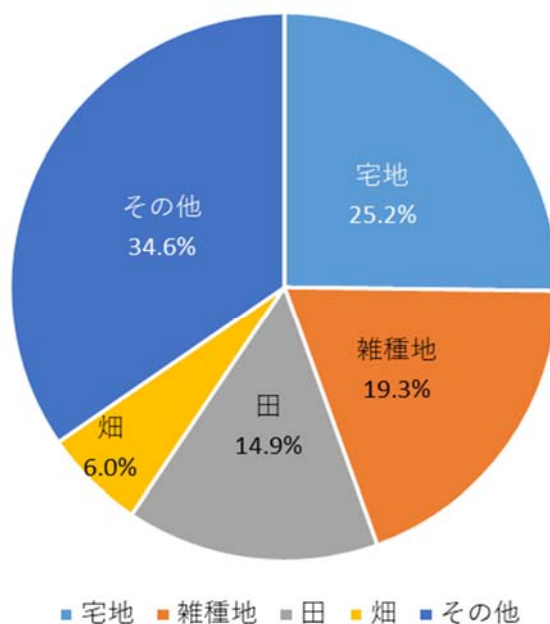


図 2-2-6 地目別土地利用面積（令和 3 年）

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみの分別区分

家庭系ごみの分別区分は表3-1-1のとおりです。

分別の種類		主な内容
可燃ごみ		生ごみ、草木類、紙類、布、布団、皮革類、ゴム類、プラスチック類など
資源ごみ（金属類）		金属類
資源ごみ（陶磁器・ガラス）		陶磁器類、ガラス製品類など
資源	紙類	新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装・雑がみ、その他の紙製容器包装、紙パック
	びん類	飲食用びん・化粧品びん
	缶類	飲食用のアルミ缶・スチール缶
	プラスチック類	プラスチック製容器包装、白色トレイ、ペットボトル、ペットボトルのキャップ
	布類	古着
	小型家電	電気・電池で動く使用済みの小型家電、概ね町指定ごみ袋（50cm×80cm）程度のもの
	その他	蛍光管、廃食油、乾電池、ボタン電池、充電式電池、木製の割りばし、インクカートリッジ、水銀入り体温計、スプレー缶、使い捨てライター、バッテリー
粗大ごみ		家具類、寝具類、自転車、電化製品（家電リサイクル法対象品を除く）など
町が収集・処理できないごみ		プロパンガスボンベ類、ガソリン・灯油類、オイル・塗料類、火薬・農薬・薬品類、コンクリートがら・ブロック、レンガ、土・砂・石、瓦、焼却灰、自動車・オートバイの部品、タイヤ・ホイール、耐火金庫、火鉢、ピアノ、浴槽、消火器、オートバイなど
		家電リサイクル法対象品 （テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
		産業廃棄物

表3-1-1 ごみの分別区分

第2節 ごみの処理体系

ごみ処理・資源化の流れは、図3-2-1のとおりです。

家庭系ごみ、事業系ごみ及び一部の資源（乾電池・蛍光灯等）は、尾三衛生組合東郷美化センターへ搬入され、中間処理を経て、資源化又は埋立処分されています。

資源回収ステーションに集められた資源は、民間事業者へ処理委託（資源化）しています。

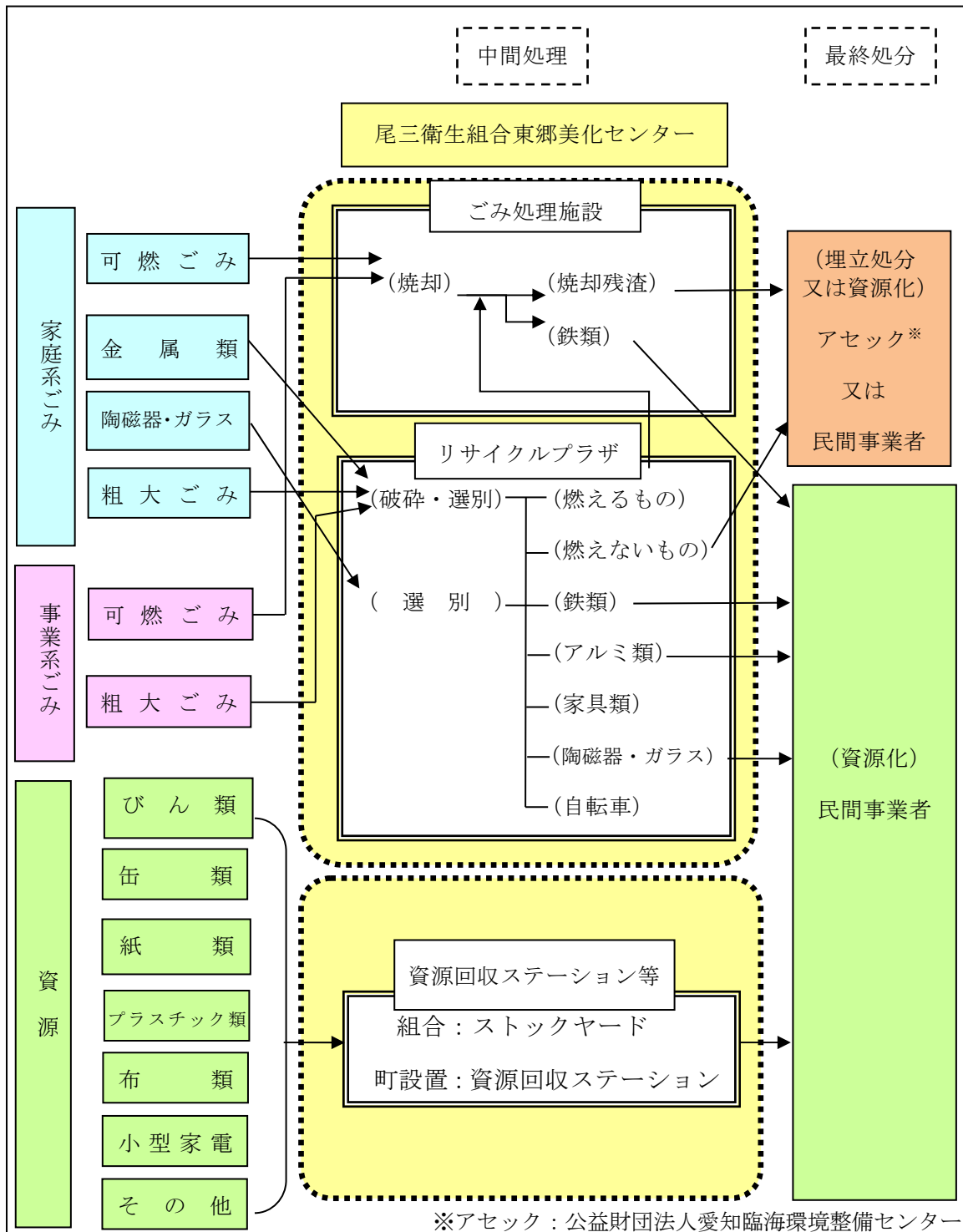


図3-2-1 ごみ処理・資源化の流れ

第3節 ごみ処理の現状

1 ごみの排出状況

(1) ごみの区分別排出量の推移

家庭系及び事業系におけるそれぞれの燃え可燃ごみ、資源ごみ（金属）、資源ごみ（陶磁器・ガラス）、粗大ごみ及び資源の区分別排出量の推移を表3-3-1に示します。

家庭系ごみは、図3-3-1に示すとおり、可燃ごみが排出量の75%~76%と大部分を占めており、次いで資源、粗大ごみの順となっています。

事業系ごみは、図3-3-2に示すとおり、可燃ごみが排出量の99%と大部分を占めています。

家庭系ごみの排出量が横ばい傾向にあるのに対し、事業系ごみは令和2年に大型商業施設ができたことから増加し、それに伴って全体的な排出量も増加する傾向にあります。

表3-3-1 区分別排出量の推移 (単位：t)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口		43,280	43,525	43,833	44,057	44,003
家庭系	可燃ごみ	7,777	7,836	7,897	7,978	7,982
	不燃ごみ ^{※1}	685	366	—	—	—
	資源ごみ(金属)	—	192	356	318	319
	資源ごみ(陶磁器・ガラス)	—	40	119	120	135
	粗大ごみ	513	548	572	693	672
	資源(ST) ^{※2}	1,356	1,374	1,430	1,431	1,449
小 計		10,331	10,356	10,374	10,540	10,557
事業系	可燃ごみ	2,943	2,789	2,934	2,839	3,087
	資源 ^{※3}	14	17	17	0	48
	不燃ごみ	0	1	1	0	0
	粗大ごみ	22	24	19	18	17
小 計		2,965	2,814	2,954	2,857	3,104
集団資源回収 ^{※4}		1,093	1,013	930	882	808
合 計 (総排出量)		14,388	14,182	14,258	14,279	14,469

資料：「尾三衛生組合」

※1 平成29年度から、不燃ごみを、資源ごみ（金属）、資源ごみ（陶磁器・ガラス）として回収

※2 資源(ST)：資源回収ステーション

※3 可燃ごみとして収集した後、食品リサイクル（堆肥として活用）

※4 集団資源回収：子ども会やPTAなどの団体が実施する自主的な資源の回収

注) 小数点以下第一位の四捨五入により内訳の計と合計が一致しない場合があります。

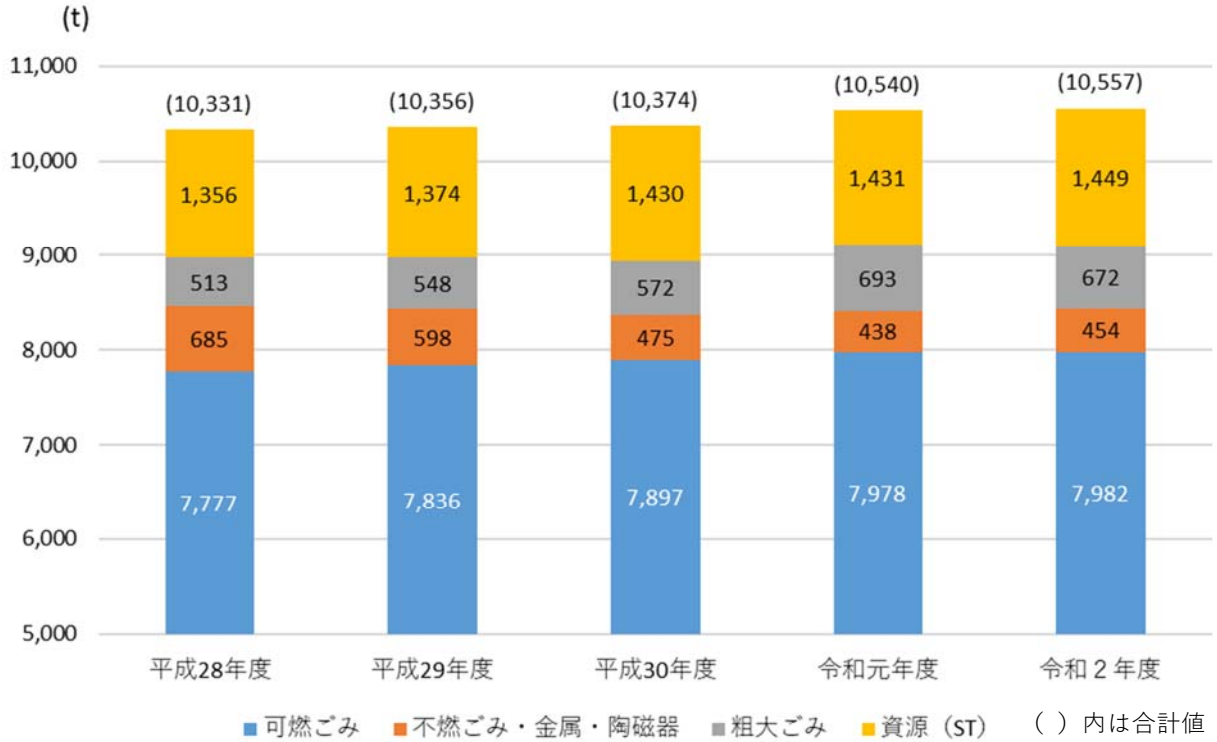


図 3 - 3 - 1 家庭系ごみの区分別の推移

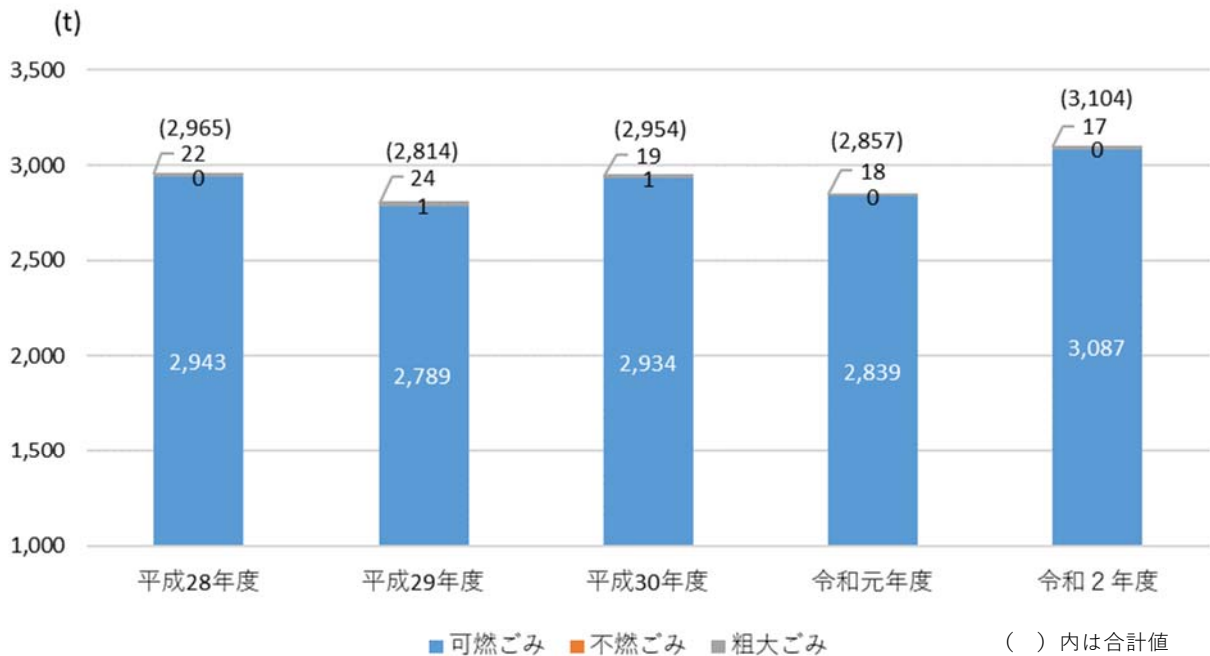


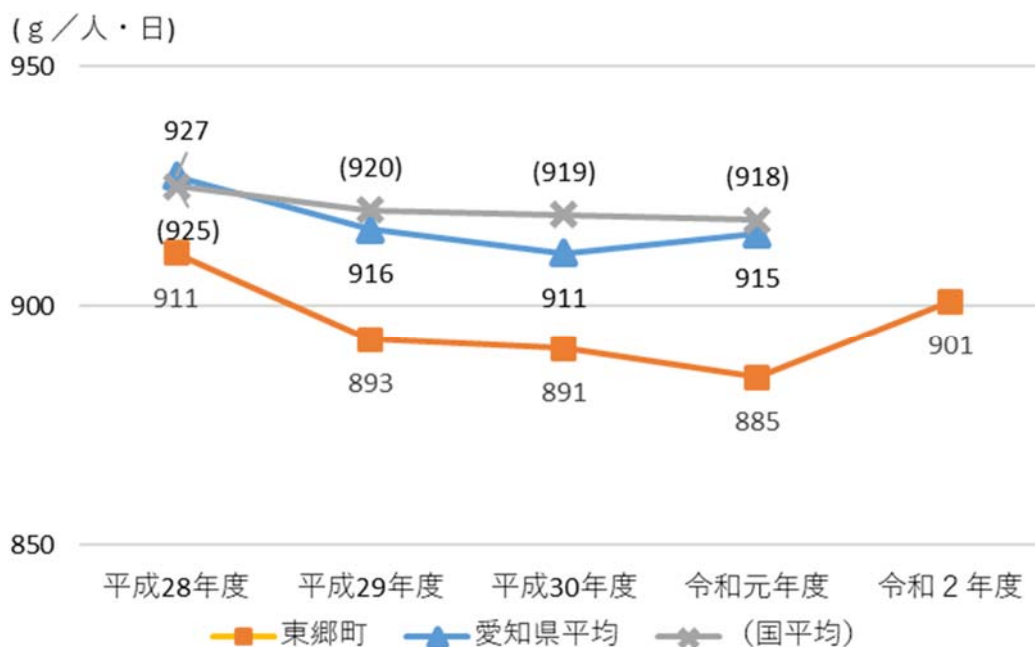
図 3 - 3 - 2 事業系ごみの区分別の推移

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量※とは、ごみ排出量（可燃ごみ・資源ごみ（金属類、陶磁器・ガラス類）・粗大ごみ及び資源を合わせた排出量）を人口及び年間日数で除したものです。1人1日当たりのごみ排出量の推移を、図3-3-3に示します。

国平均及び愛知県平均と比較すると、本町の1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度までは各年度とも少ない状況です。

なお、令和2年度は、事業系ごみが増えたことにより増加しています。



資料：国平均…「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）

県平均…「ごみの排出・処理状況の経年変化」（愛知県HP）

町…「尾三衛生組合」

図3-3-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移

$$\text{※1人1日当たりのごみの排出量(g)} = \frac{\text{ごみ排出量(資源ごみ+家庭系ごみ+事業系ごみ)}}{\text{人口} \times \text{年間日数(365 or 366日/年)}} \times 10^6 \text{ (g/t)}$$

(3) 処理しなければならないごみ量

処理しなければならないごみ量※とは、ごみ排出量から資源を差し引いたもので、尾三衛生組合東郷美化センターで処理されるごみ量です。処理しなければならないごみ量の推移を、図3-3-4に示します。

過去5年間の推移は、令和元年度まではほぼ横ばいであり、その後、事業系ごみが増えたことにより令和2年度では増加しています。

令和2年度の処理しなければならないごみ量は12,165トンであり、平成28年の11,926トンから比較し、約2.0%増加しています。



資料：「尾三衛生組合」
注) 小数点以下第一位の四捨五入により内訳の計と合計が一致しない場合があります。

図3-3-4 処理しなければならないごみ量の推移

※ 処理しなければならないごみ量 (t) = 家庭系ごみ + 事業系ごみ - 資源ごみ

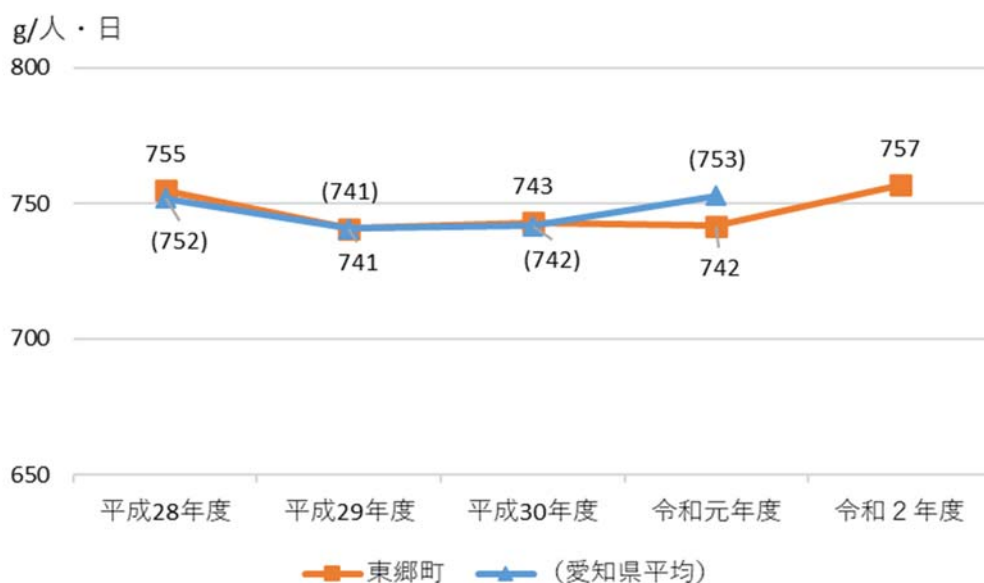
(4) 1人1日当たりの処理しなければならないごみ量

1人1日当たりの処理しなければならないごみ量※とは、処理しなければならないごみ量を人口及び年間日数で除したものです。1人1日当たりの処理しなければならないごみ量の推移を、図3-3-5に示します。

平成28年度から平成30年度までについては、愛知県平均と同程度となり、令和元年度に愛知県平均を下回りました。

過去5年間の推移は、令和元年度までは横ばい傾向でしたが、その後、事業系廃棄物の増加により令和2年度には増加しています。

平成28年度の1人1日当たりの処理しなければならないごみ量が755gであるのに対し、令和2年度は757gであり、0.26%の増加となっています。



資料：県平均…「ごみの排出・処理状況の経年変化」（愛知県HP）
町…「尾三衛生組合」

図3-3-5 1人1日当たりの処理しなければならないごみ量の推移

※1人1日当たりの処理
しなければならない
ごみ量(g) = $\frac{\text{家庭系ごみ} + \text{事業系ごみ}}{\text{人口} \times \text{年間日数}(365 \text{ or } 366 \text{ 日/年})} \times 10^6 \text{ (g/t)}$

(5) 家庭系ごみの組成

令和2年度に計画収集された家庭系ごみの組成調査[※]の結果を、可燃ごみは図3-3-6、資源ごみ（金属、陶磁器・ガラス類）は図3-3-7に示します。

可燃ごみとして出されたものを大きく分類すると、生ごみが44.7%、資源化が可能なもの（紙製容器包装・プラスチック製容器包装・新聞等）が21.1%、草木類が11.2%、その他の紙類・プラスチック類が23.0%となっています。

資源ごみ（金属類）は、資源化が可能なもの（びん・缶・ペットボトル等）が38.6%、その他の金属類が39.4%、その他の紙類・プラスチック類が13.2%、その他が8.8%となっています。

資源ごみ（陶磁器・ガラス類）は、陶器類が50%、資源化が可能なものが49.3%、その他の紙類・プラスチック類が0.7%となっています。

平成29年から、これまで「不燃ごみ」として集めていた金属類、陶磁器・ガラス類を回収品目として分けたことで、分別が進んできているものの、ごみの中には依然として資源化が可能な紙類、プラスチック類、びん、缶などが混在しており、さらなる分別が必要と言えます。

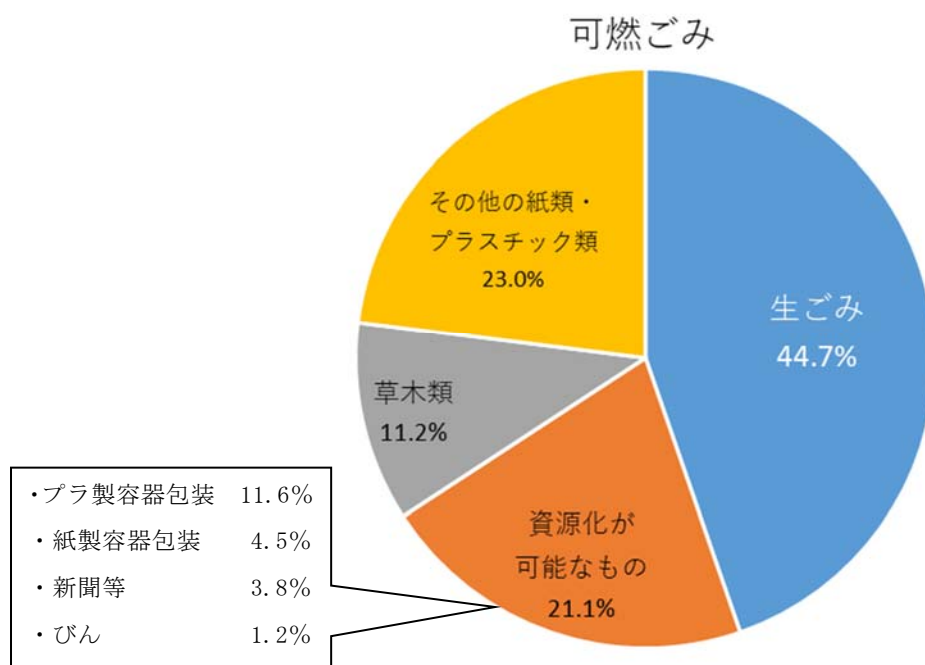
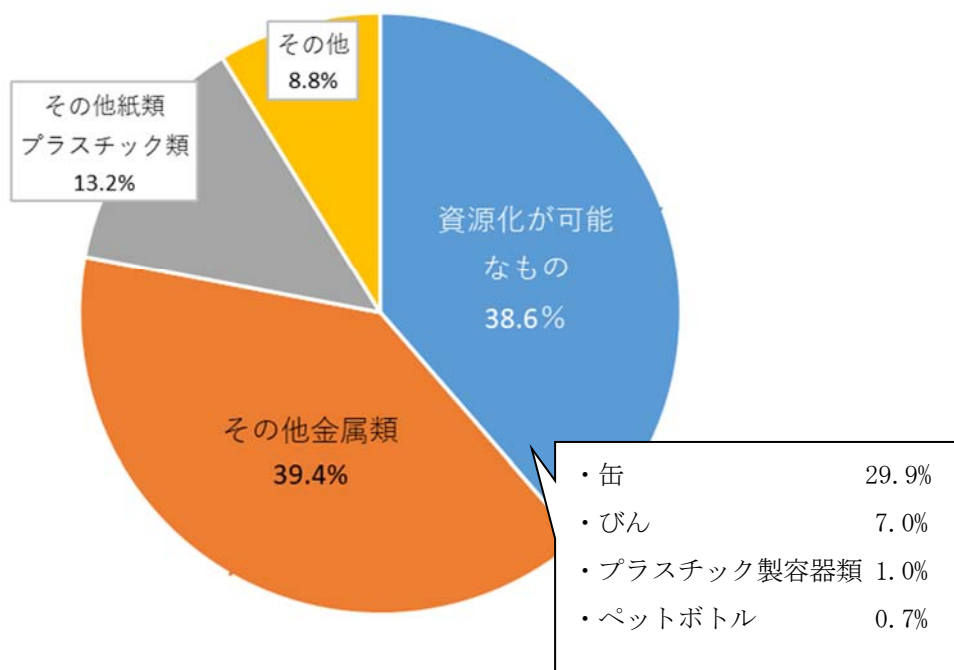


図3-3-6 家庭系可燃ごみの組成調査結果の変化

※ 組成調査

収集されたごみの内容物について、ごみの種類、資源化が可能なものの混入状況、それぞれの重量などを調査すること。

資源ごみ（金属類）



資源ごみ（陶磁器・ガラス）

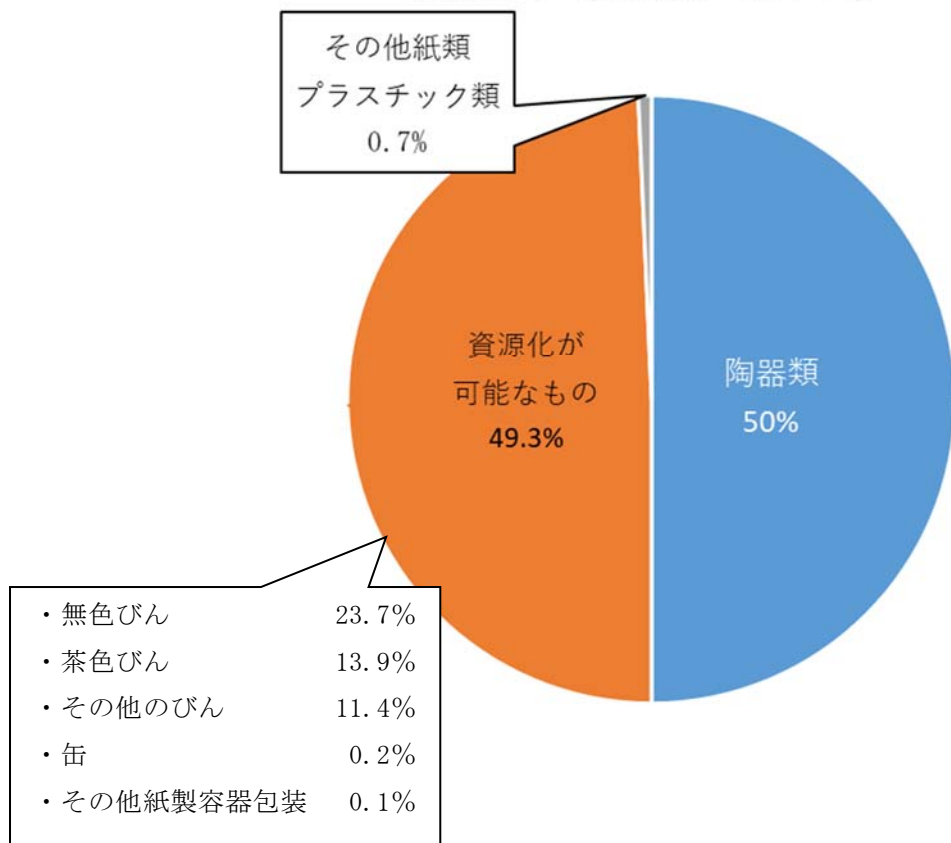


図 3 - 3 - 7 家庭系不燃ごみの組成調査結果の変化

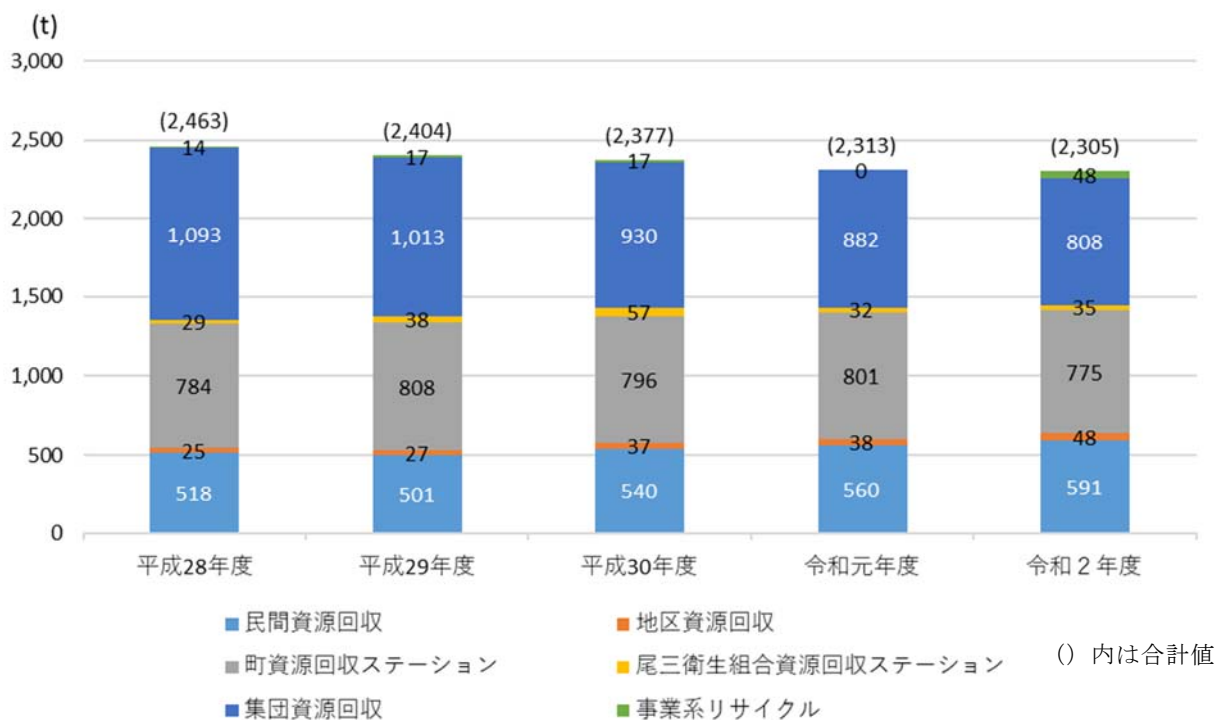
2 ごみの減量化・資源化の現況

(1) 資源回収量

資源回収量の推移を、図3-3-8に示します。平成28年度と令和2年度を比較すると、集団資源回収は26%減少、地区資源回収^{※1}は29.7%増加、町資源回収ステーションは1.2%減少、民間資源回収^{※2}は14%増加しており、全体では約6.4%減少しています。

減少している一因として、町が実施する資源回収以外の民間スーパーや資源回収業者を利用する町民が増えたこと、集団資源回収の実施団体の減少が考えられます。

令和2年度における回収形態別の割合は、図3-3-9のとおり集団資源回収が約35.0%、町資源回収ステーションが約33.6%、民間資源回収が約25.6%となっています。



※1 地区資源回収：区・自治会が実施する資源（びん・ペットボトル）の回収

※2 民間資源回収：民間事業者が開設している資源回収ステーションでの資源の回収

注) 小数点以下第一位の四捨五入により内訳の計と合計が一致しない場合があります。

図3-3-8 資源回収量の推移

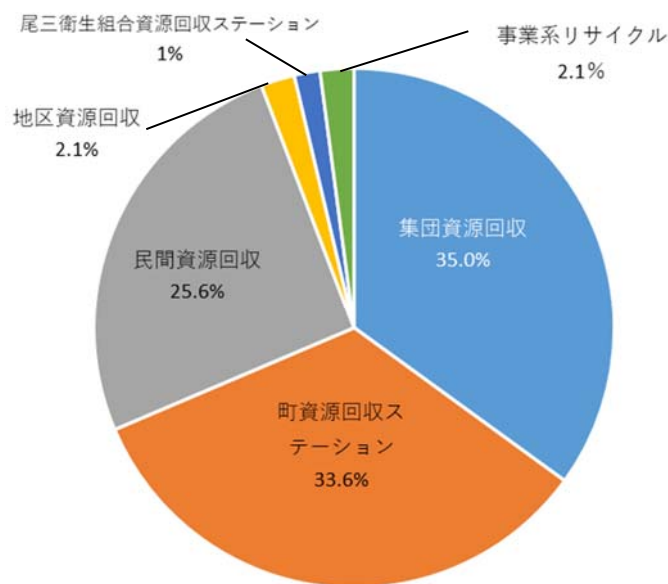
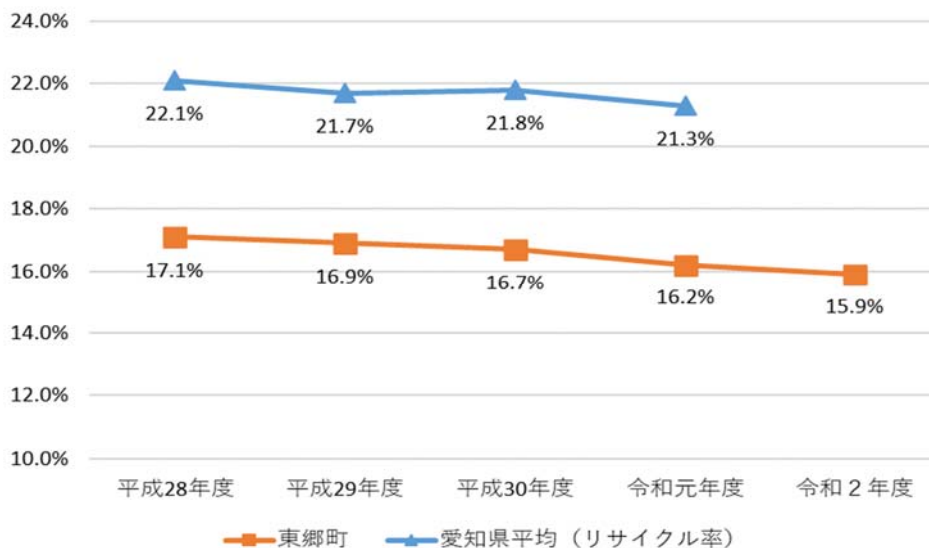


図 3 - 3 - 9 資源回収量の回収形態別割合（令和2年度）

(2) 資源回収率

資源回収率[※]とは、ごみ排出量に対する資源回収量の割合です。また、資源回収量は、資源回収ステーション等で回収された資源に加え、尾三衛生組合に廃棄物として搬入されたものの内、資源化が可能なものとして分別されたものを指します。

資源回収率の推移を、図 3 - 3 - 10 に示します。本町の資源回収率は、近年は減少傾向にあります。



資料：愛知県平均…「総資源化量とリサイクル率の経年変化」（愛知県HP）
町…「尾三衛生組合」

図 3 - 3 - 10 資源回収率の推移

$$\text{※ 資源回収率} = \frac{\text{資源回収量}}{\text{ごみ排出量 (家庭系ごみ+事業系ごみ+資源)}} \times 100$$

(3) 資源回収品目

令和4年3月現在の資源回収品目を、表3-3-2に示します。町資源回収ステーションでは、26品目の資源を回収しています。また、回収品目は回収形態毎に異なります。

表3-3-2 資源回収品目（令和4年3月現在）

分別の種類	主な内容	回収形態*			
		町	集団	地区	民間
紙類	新聞	○	○		○
	雑誌	○	○		○
	段ボール	○	○		○
	紙パック	○	○		○
	雑がみ・紙製容器包装	○	○		○
	その他の紙製容器包装	○			
びん類	飲食用びん・化粧品びん	○		○	
缶類	飲食用のアルミ缶	○	○	○	○
	飲食用のスチール缶	○	○	○	○
プラスチック類	プラスチック製容器包装	○			
	白色トレイ	○			○
	ペットボトル	○		○	○
	ペットボトルのキャップ	○			
布類	古着	○	○		○
小型家電	電気・電池で動くもの	○			
その他	蛍光管	○			
	廃食油	○			
	乾電池	○		○	
	ボタン電池	○			
	充電式電池	○			
	木製の割りばし	○			
	インクカートリッジ	○			
	水銀入り体温計	○			
	スプレー缶	○			
	使い捨てライター	○			
	バッテリー	○			

※ 回収形態 町：町資源回収ステーション 集団：集団資源回収
地区：地区資源回収 民間：町が把握している民間資源回収

3 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を、図3-3-11に示します。

公共下水道の整備の進捗に伴い、し尿及び浄化槽汚泥ともに減少傾向にあります。



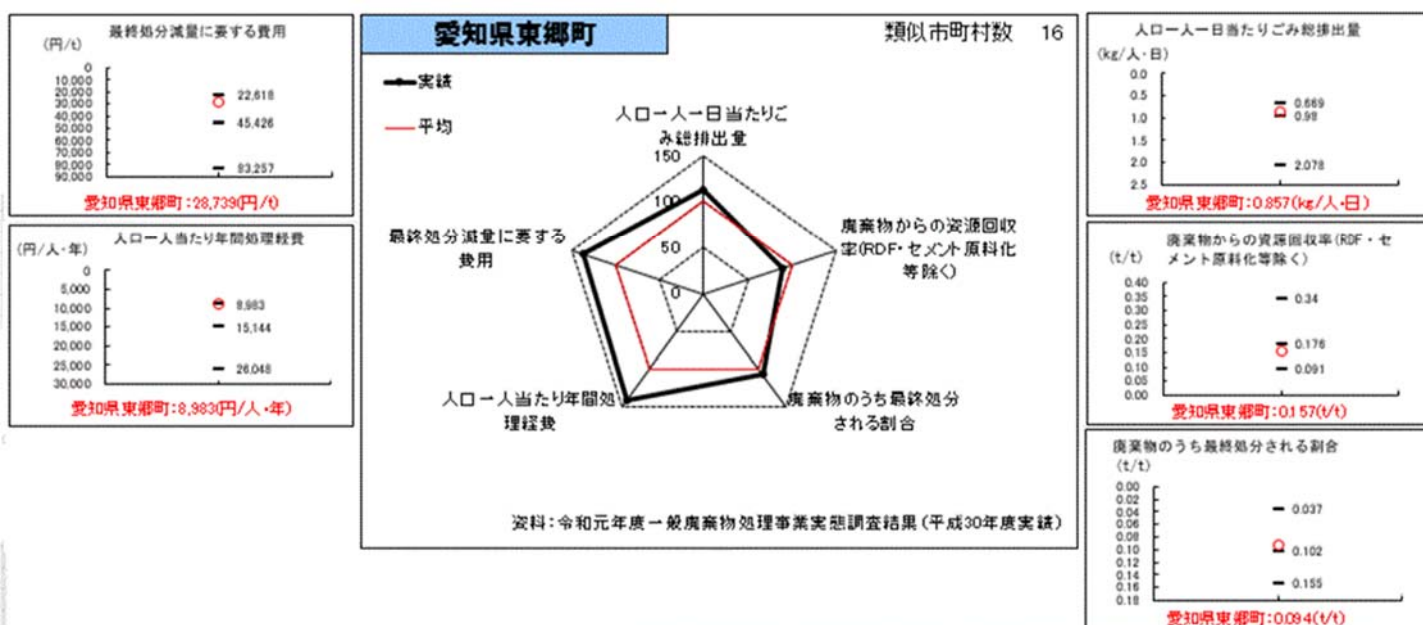
図3-3-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

第4節 ごみ処理の課題

1 他市町村との比較

平成 28 年 9 月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理について、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。指針に基づき、本町の廃棄物に関する各項目について、類似市町村との比較を図 3-4-1（データ内の数字は平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査結果に基づき算出した値であり、他頁にある数値とは、人口の採用時期の違い（平成 30 年 9 月末）等により異なります。）に示します。

「人口一人当たり年間処理経費」は 9,143 円/人・年であり、類似市町村の平均（13,085 円/人・年）を下回っています。同様に、「最終処分減量に要する費用」も 29,511 円/t と平均（40,131 円/t）を下回っており、他の市町村と比べ、費用は抑えられています。また、「人口一人一日当たりごみ総排出量」（本書内「1 人 1 日当たりのごみ排出量」と同意義）は、0.85kg/人・日と平均（0.9 kg/人・日）より若干、少ない状況です。一方、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）」は 0.153 t/t と平均（0.183 t/t）より低く、廃棄物として処理される割合が高い状態です。また、「廃棄物のうち最終処分される割合」は 0.098 t/t と平均（0.075 t/t）より多く、他市町村と比べ、廃棄物が多く最終処分されています。



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処 理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する 費用 (円/t)
平均	0.98	0.176	0.102	15,144	45,426
最大	2.078	0.340	0.155	26,048	83,257
最小	0.669	0.091	0.037	8,983	22,618
標準偏差	0.348	0.072	0.038	5,684	18,660
当該市町村実績	0.857	0.157	0.094	8,983	28,739
指数値	112.6	89.2	107.8	140.7	136.7

図 3-4-1 他市町村との比較

2 関連計画の目標値

国では、目標年度を平成 33 年度(令和 3 年度)として、以下の目標を掲げています。
(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理法の基本方針)：一般廃棄物関係)

- 廃棄物の排出量を、平成 24 年度に対して約 12%削減する。
- 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く)を、500 g とする。
- 排出量に対する再生利用量の割合(再生利用率)を、約 27%とする(約 21%から約 6 ポイントの増加)。
- 最終処分量を、平成 24 年度に対して約 14%削減する。

愛知県では、目標年度を平成 33 年度(令和 3 年度)として、以下の目標を掲げています。
(愛知県廃棄物処理計画：一般廃棄物関係)

- 廃棄物の排出量について、平成 26 年度に対して約 6 %削減する。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、500 g とする。
- 排出量に対する再生利用量の割合(再生利用率)は、約 23%とする。
- 最終処分量について、平成 26 年度に対して約 7 %削減する。

本町の総合計画では、目標年度を令和 12 年度として、以下の数値目標を掲げています。
(第 6 次東郷町総合計画：一般廃棄物関係)

- 普段からリサイクルに心がけている町民の割合：81.2%

3 実績と目標値の比較

平成 24 年に策定された東郷町一般廃棄物処理基本計画(以下「旧計画」と、平成 29 年に策定された東郷町一般廃棄物処理基本計画中間見直し(以下「中間計画」という。)の数値目標である、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」、「1 人 1 日当たりの処理しなければならないごみ量」、「資源回収率」と実績の比較を以下に示します。

● 1 人 1 日当たりのごみ排出量

実 績		目 標 値	
平成 27 年度 (中間計画実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 8 年度
914 g	901 g	919 g	895 g
【課題】 平成 27 年度から令和 2 年度までの実績値は令和 3 年度の目標値を達成しています。令和 8 年度では 895 g (平成 27 年度から 2.1%削減)を目標値としており、達成するには、6 g (約 0.7%) の削減が必要です。			

● 1人1日当たりの処理しなければならないごみ量（家庭系のごみ）

実績		目標値	
平成27年度 (中間計画実績値)	令和2年度	令和3年度	令和8年度
587 g	567 g	500 g	483 g
<p>【課題】</p> <p>平成27年度の実績値から令和3年度の目標値まで87g（14.8%）の削減が必要でしたが、令和2年度の時点で20g（3.4%）減少にとどまりました。</p> <p>中間計画では、1人1日当たりの処理しなければならないごみ量の目標値を令和8年度で483g（平成27年度から17.7%削減）としています。令和2年度実績は567gであり、令和8年度目標を達成するには84g（約14.8%）の削減が必要です。</p>			

● 資源回収率

実績		目標値	
平成27年度 (中間計画実績値)	令和2年度	令和3年度	令和8年度
20.4% (17.7%)	24.2% (15.9%)	22.0%	24.0%
<p>【課題】</p> <p>平成27年度の実績値から令和3年度の目標値まで4.3ポイントの増加が必要でしたが、令和2年度の時点で1.8ポイント減少しています。</p> <p>旧計画では、資源回収率（再生利用率）の目標値を令和8年度で24.0%としています。令和2年度実績は15.9%であり、目標達成には8.1ポイントの増加が必要です。</p> <p>※比較単位がパーセント表記のため、その増減については「ポイント」で表記します。</p> <p>※旧計画と中間計画において算定方法が異なる為、上段は中間計画の算定方法の数値、（ ）内は旧計画による算定方法の数値を表記している</p>			

4 中間計画（平成 29 年度）の施策の進捗状況

中間計画の施策の基本的事項の実施・進捗状況については、表 3-4-1 に示すとおりです。

頁数は、平成 29 年度中間計画のものであります。

表 3-4-1 中間計画の基本的事項の実施・進捗状況

頁		実施・進捗状況（H29-R3）	備考
39	5-① ごみの発生抑制の推進 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの量を減らすため、生ごみ処理機器の購入費の助成をしました。 生ごみ処理機器補助金交付実績 【処理機器】 H29：12 件、H30：3 件、R 元：4 件、R2：9 件 【処理容器】 H29：3 件、H30：5 件、R 元：9 件、R2：4 件 ・食品ロスを減らすため、家庭で食べられない食品を持ちより、必要な人に届けるフードドライブを実施しました。 ・家庭から出る生ごみの量を減らすため、紙製水切り袋を作成し、窓口で配布しました。 	<p>○共通事項</p> <p>①広報とうごうや HP で随時推進・啓発</p> <p>②こどもエコばんぱくで推進・啓発</p> <p>③エコチャレンジ 10 で推進・啓発</p>
40	5-② 再使用 や再生品利用の推進 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報誌ジョイフルにて尾三衛生組合東郷美化センターエコサイクルプラザで行われている衣類リフォーム教室などの体験学習を PR して、再使用などの促進を図りました。（年 2 回掲載） 	
41	5-③ 資源化の推進 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみとして収集していたものを、金属、陶磁器・ガラスに分別して収集を実施しました。 ・広報とうごう等で資源の分別に関する情報を提供しました。（毎月） ・地域での資源回収量の増加を図るため、地区資源回収や集団資源回収を実施した地区・団体に奨励金を交付しました。 ・資源化の意識醸成のため、資源回収ステーションや、中間処理施設の見学を行い、資源化について学んでもらいました。 ・リサイクル動画を作成し、プラスチック製容器包装の分別方法について情報提供しました。 ・資源回収ステーションに雑紙を持ち込んでもらうため、雑紙回収啓発バッグを作成し、全戸配布しました。 ・資源回収ステーションの有効活用のため、シルバー人材センター職員と協働で回収品目の表示板を変更 	

		しました。	
42	5-④ 意識啓 発・環境学 習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報とうごう内の「環境インフォメーション」において、ごみの減量化や環境に関する情報を掲載して、周知しました。（毎月） ・家庭内においてエコ活動に取り組んでもらうよう「エコチャレンジ10」を実施し、環境にやさしいライフスタイルの普及に努めました。（毎年実施） ・子どもたちに環境意識を身につけてもらうよう「子どもエコばんぱく in 東郷」を開催し、環境学習を推進しました。 <p>（毎年9月開催／平成30年度は、台風により中止、令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症感染防止対策として中止）</p>	
43	6-① 家庭系ごみ の分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみと資源の分け方・出し方」パンフレットを平成29年、令和元年、3年に作成・全戸配布しました。 ・分別状況の悪い排出物については、収集時に警告ステッカーを貼り、一定期間警告をするといった対応をしました。 ・共同住宅などの管理者からごみの分別方法についての問合せがあったときには、資源回収場所等を細かく伝えるなど助言をしました。 	
44	6-② ごみ集積場所 における適正 排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場所用の分別・排出ルールを表示した看板の貸出しを随時行いました。 ・廃棄物減量推進員に適正排出の回覧を作成・配布等をしてもらいました。 ・カラス除けネットの貸し出しを随時行いました。 	
44	6-③ 事業系ごみの 分別と適正排 出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回、尾三衛生組合東郷美化センターにて尾三管内の市町の職員と、抜き打ちで搬入物検査を実施し、不適正な搬入物があった業者には指導を行いました。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として中止） ・事業者向けのパンフレットを作成し、町内事業所を訪問して適正な排出についての協力依頼を行いました。 ・不適正排出事業者及び事業者が多い地区に直接訪問して、調査・指導を行いました。また、不適正排出の通報があった場合はその都度、調査・指導を行いました。 	

45	6-④ 不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄パトロールを毎週月・水・金曜日（祝祭日除く）に実施しました。 ・毎年2回、廃棄物減量等推進員と「クリーンアップキャンペーン」を実施し、ごみ拾いをしながらポイ捨て禁止等の啓発を行いました。 ・不法投棄等があった場所に不法投棄禁止の看板を設置し、再発防止に努めました。 ・町民と町が共同してまちづくりを推進するための清掃活動の登録制度（クリーンサポート東郷）を実施し、ごみ拾い活動をされている方へ備品の貸出を行いました。 																								
46	7-① 収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> ・表4-7-1（48ページ）のとおり実施しました。 																								
46	7-② 中間処理計画・最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ、資源ごみ（金属、陶磁器・ガラス）、粗大ごみ及び一部の資源については、尾三衛生組合の定めるところにより処理を実施しました。 ・尾三衛生組合東郷美化センターに搬入しない資源については、民間事業者による中間処理を経て、資源化しました。 																								
47	7-③ 災害廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に東郷町災害廃棄物処理計画を策定しました。 																								
—	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・企業から広告費を募り、ごみ袋の作成費用の一部を負担してもらうことで、ごみ処理費用の軽減を図りました。 																								
48	8-① し尿・浄化槽汚泥の収集量の見通し	<p>公共下水道の整備に伴い、収集量は減少しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収集量</th> <th>し尿</th> <th>浄化槽</th> <th>※下水道普及率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>401,960kg</td> <td>7,280,690kg</td> <td>71.83%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>344,230kg</td> <td>7,239,380kg</td> <td>77.09%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>346,830kg</td> <td>7,057,660kg</td> <td>77.22%</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>297,230kg</td> <td>7,102,880kg</td> <td>78.51%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>223,540kg</td> <td>7,101,850kg</td> <td>81.27%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下水道普及率＝供用人口／町人口</p>	収集量	し尿	浄化槽	※下水道普及率	H28	401,960kg	7,280,690kg	71.83%	H29	344,230kg	7,239,380kg	77.09%	H30	346,830kg	7,057,660kg	77.22%	R元	297,230kg	7,102,880kg	78.51%	R2	223,540kg	7,101,850kg	81.27%
収集量	し尿	浄化槽	※下水道普及率																							
H28	401,960kg	7,280,690kg	71.83%																							
H29	344,230kg	7,239,380kg	77.09%																							
H30	346,830kg	7,057,660kg	77.22%																							
R元	297,230kg	7,102,880kg	78.51%																							
R2	223,540kg	7,101,850kg	81.27%																							

48	8-② 収集運搬計画	<p>必要に応じて効果的・効率的に実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者 <p>H28 2業者 → R2 2業者</p>	
48	8-③ 中間処理計画・最終処分計画	<p>日東衛生組合・日進美化センターの定めるところにより処理を実施しました。</p>	

第4章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 基本理念

資源を大切にし、環境負荷の少ないまちをつくる

町民や地域、事業者、町の相互の連携・役割分担のもと、「ごみを減らす（リデュース）」、「再使用する（リユース）」、「資源化する（リサイクル）」の取組を推進するとともに、ごみやし尿等の適正な処理を進め、引き続き『資源を大切にし、環境負荷の少ないまちをつくる』ことを目指します。

第2節 計画期間

本計画は、平成24年に策定した旧計画（計画期間：平成24年度から令和8年度までの15年間）から10年が経過したことにより見直しを図り、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とします。

また、本計画は、計画の進捗状況や社会情勢の変化、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

第3節 計画目標

1 目標値の設定

本計画では、「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの処理しなければならない家庭系のごみ量」、「資源回収率」を指標として、令和8年度における目標値を定めます。

目標1の「1人1日当たりのごみ排出量」について、平成29年度の間見直し計画時には目標値を895gに設定しました。ごみの排出については世界的にも抑制することがさらに求められていることから、新たな目標数値を874gに設定しました。

目標2の「1人1日当たりの処理しなければならない家庭系ごみ量」は、廃棄物処理法の基本方針において、平成33年度の目標値を500gと掲げていますので、その目標に加え、ごみ排出量の削減を進めることとし、新たな目標数値を496gに設定しました。

目標3の「資源回収率」は、平成29年度の間計画の目標値を24.0%に設定しました。今後ごみ排出量の削減と合わせて、再生利用を進めることとし、新たな目標数値を16.4%に設定しました。

目標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
目標1 1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1}	901 g	874 g
目標2 1人1日当たりの処理しなければならない家庭系のごみ量 ^{※2}	567 g	496 g
目標3 資源回収率 ^{※3}	15.9%	16.4%

・目標1、目標3については、更なるごみの減量を図るため、中間計画の目標値から変更します。

※1 ごみの総排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ＋資源ごみ）を人口及び年間日数で除したもの

※2 家庭から排出されたごみから資源ごみを差し引いたものを人口及び年間日数で除したもの

※3 ごみの総排出量のうち、資源ごみの回収量の割合（平成24年に策定された旧計画の算定方法による数値）

目標1の達成にむけて、1日27gごみを減らすには…
生ゴミを一絞りですることで、約20gの削減ができます。



目標2の達成にむけて、1日71gごみを減らすには…
紙パック(30g)と新聞紙2枚(40g)をごみではなく資源に分別することで、約70gの削減ができます。



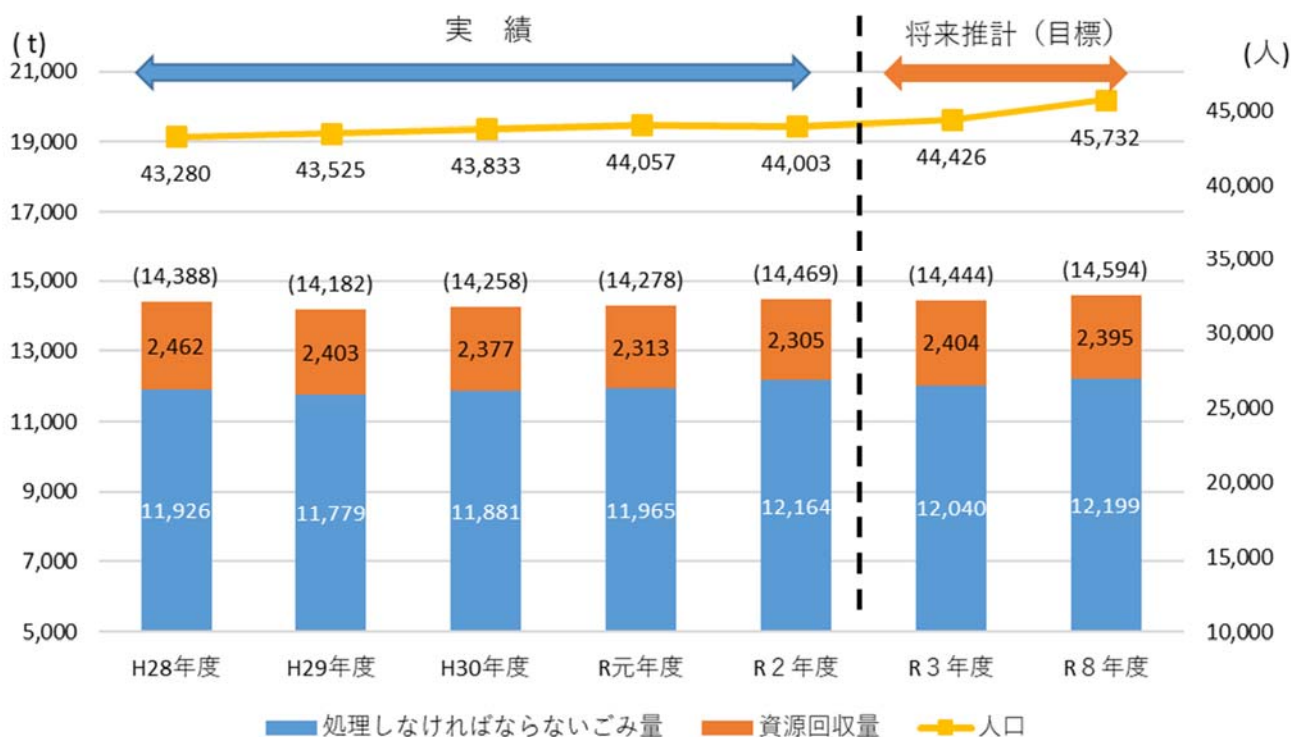
目標3の達成にむけて、資源回収率0.5ポイント増やすには…
アルミ缶を1日1個(20g)ごみではなく資源に分別することで、資源回収率が0.6ポイント上昇します。



2 ごみ排出量の将来推計（数値目標ベース）

数値目標によるごみ排出量の将来推計を、図4-3-1に示します。令和8年度で14,594トンと推計します。

また、ごみ排出量の内訳は、人口が増加していく中で、今後実施するごみの減量化や資源化の推進施策などの効果により、資源回収量や処理しなければならないごみ量は横ばいとなる見込みです。



注) 小数点以下第一位の四捨五入により内訳の計と合計が一致しない場合があります。

図4-3-1 ごみ排出量の将来推計（数値目標ベース）

計画目標値の設定手順

- 手順①：実績を基にトレンド予測を行います。〔資料編4の(5) 参照〕
- 手順②：①の結果に資源化の推進、最終処分削減等のための資源ごみの区分変更を考慮します。
- 手順③：②の結果と旧計画目標値との比較を行い、また、国等の目標を参考にしつつ、本計画の目標値を設定します。

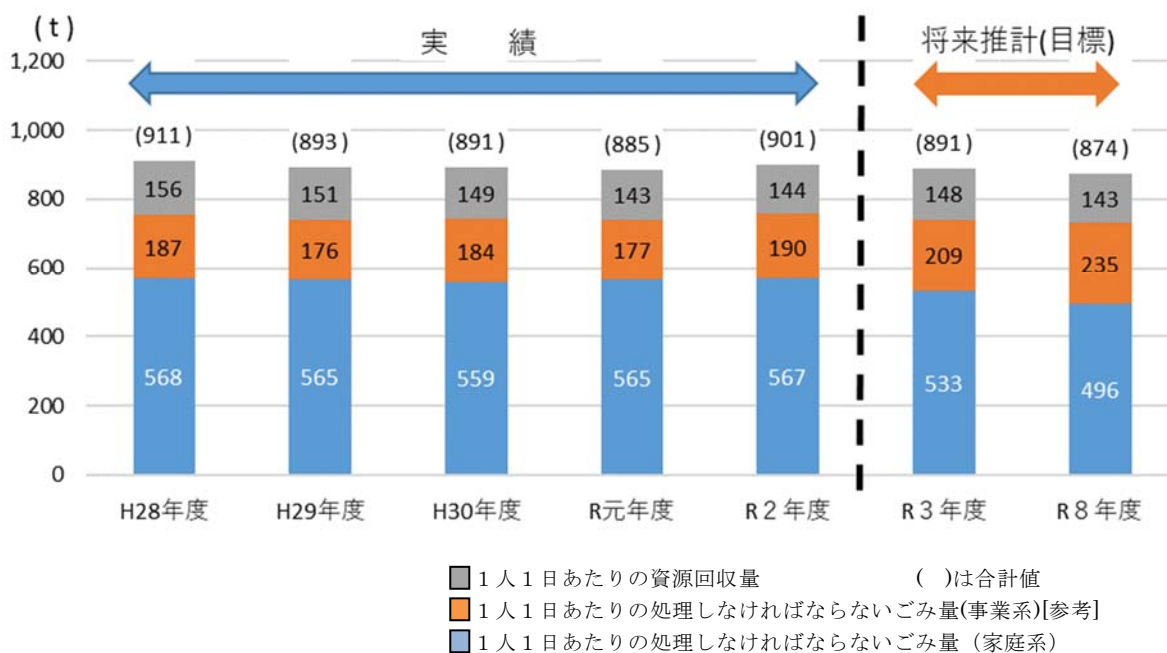
3 1人1日当たりのごみ量の将来推計（数値目標ベース）

数値目標による1人1日当たりのごみ排出量及び処理しなければならないごみ量等の将来推計を、図4-3-2に示します。

1人1日当たりのごみ排出量については、令和2年度実績901gに対し、計画最終年度の令和8年度には、約1.3%削減の874gを目標値とします。

また、1人1日当たりの処理しなければならないごみ量（家庭系）については、令和2年度実績567gに対し、計画最終年度の令和8年度には、約12.5%削減の496gを目標値とします。

1人1日当たりの資源回収量は、令和2年度実績144gから1g減の143gとします。



注) 小数点以下第一位の四捨五入により内訳の計と合計が一致しない場合があります。

注) 小数点以下第一位の四捨五入により本グラフの1人1日当たりのごみ量の家庭系と事業系の計と合計（図2-3-5）が一致しない場合があります。

図4-3-2 1人1日当たりのごみ量の将来推計（数値目標ベース）

4 資源回収率の将来推計（数値目標ベース）

数値目標による資源回収率の将来推計を、図4-3-3に示します。

資源回収率については、令和2年度実績15.9%に対し、計画最終年度の令和8年度には、0.5ポイント※増加の16.4%を目標値とします。

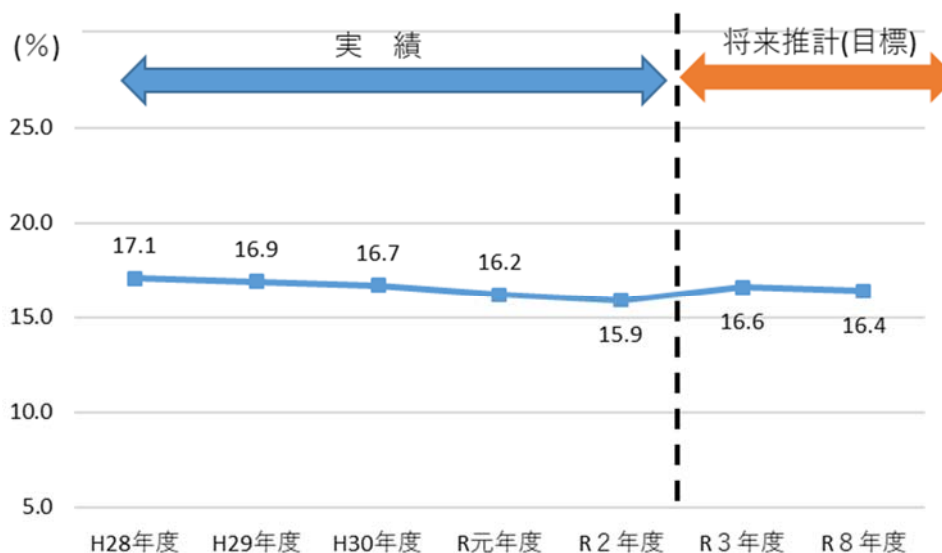


図4-3-3 資源回収率の将来推計（数値目標ベース）

※ ポイント：比較単位がパーセント表記のため、その増減については「ポイント」で表記しています。

第4節 本計画の基本理念及び基本方針等の体系

本計画の基本理念及び基本方針等の体系は表4-4-1のとおりです。

今後、処理しなければならないごみの量を減少させるには、家庭や事業所から排出されるごみの発生抑制を行い、ごみとして排出する前にきちんと分別し、資源ごみとして回収量を増やしていく必要があります。本計画では、生ごみの減量化と資源化の推進（リサイクル）の主な取組である資源の分別の徹底について強化します。家庭系ごみの分別の徹底については、情報提供を強化することにより適切な分別を促進します。事業系ごみについては、一般ごみとして出されている排出物の検査を強化することで家庭ごみとの区別を行い指導します。

基本理念	基本的事項	基本方針	主な取り組み		
資源を大切にし、環境負荷の少ないまちをつくる	ごみの減量化・資源化に関する基本的事項	ごみの発生抑制の推進 (リデュース)	ごみの発生抑制	強化	
			生ごみの減量化		
		再使用や再生品利用の推進 (リユース)	再使用		
			再生品利用		
		資源化の推進 (リサイクル)	資源の分別の徹底と適正排出		強化
			資源回収の場の拡大		
			回収品目の拡大		
		意識啓発・環境学習の推進	意識啓発		
	家庭支援				
	環境学習				
	ごみの分別・適正排出に関する基本的事項	家庭系ごみの分別の徹底	情報提供	強化	
			調査・指導		
			在宅医療廃棄物の分別と排出		
		ごみ集積場所における 適正排出の徹底	啓発		
			地域・住民との連携		
散乱防止					
事業系ごみの分別と 適正排出の徹底		啓発	強化		
		調査指導			
不法投棄対策		監視体制	強化		
		未然防止			
その他ごみの処理に関する基本的事項	収集運搬計画	強化			
	中間処理計画・最終処分計画				
	災害廃棄物対策				
し尿・浄化槽汚泥の処理に関する基本的事項	し尿・浄化槽汚泥の収集量の見通し				
	収集運搬計画				
	中間処理計画・最終処分計画				

表 4-4-1 本計画の基本理念及び基本方針の体系

第5節 ごみの減量化・資源化に関する基本的事項

本計画に掲げる目標を達成するため、3R[※]を中心とした次の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

施 策

(1) ごみの発生抑制の推進



(2) 再使用や再生品利用の推進



(3) 資源化の推進



(4) 意識啓発・環境学習の推進



※3Rとは

項 目	内 容
発生抑制（リデュース：Reduce）	製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、ごみの発生そのものを減らすこと。
再使用（リユース：Reuse）	使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使用すること。
資源化（リサイクル：Recycle）	使用済みの製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。又はこれらの製品等を焼却する際に発生する熱を回収し、利用すること。

1 ごみの発生抑制の推進（リデュース）

ごみを生み出さないリデュースは、3Rの中でも最も優先すべきものであり、ごみそのものの発生抑制を行うことで、焼却時の温室効果ガスの削減を行うことができるほか、処理に伴う環境負荷を低減することができます。そのためには、町民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換を進めることが重要です。

ごみの発生抑制と合わせ、容器包装の抑制、ごみとして排出される割合が高い生ごみの減量など環境に配慮したリデュース行動の推進を図ります。

【主な取組】

ごみの発生抑制

- ・必要のないものや、すぐにごみになるものを買わないなど、ごみそのものを出さないよう啓発に努めます。
- ・使い捨ての商品を避け、詰め替え可能な商品や長期間使用できる製品、修理ができる製品などを選択するなど、商品を購入するに当たってごみの発生抑制の啓発に努めます。
- ・マイバッグ、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用拡大を促進します。
- ・商品の過剰包装の抑制及び、容器包装の発生抑制を促進します。

生ごみの減量化

- ・食べ残しの削減や生ごみの水切りを促進します。
- ・生ごみを減少させるため、生ごみ処理機器の購入費の助成を継続します。
- ・賞味期限はまだあるが家で食べきれない食品を、必要な人に寄附する「フードドライブ」を実施します。 **強化**

2 再使用や再生品利用の推進（リユース）

「もったいない」という意識の高揚を図り、尾三衛生組合東郷美化センターエコサイクルプラザなどの利用を促進するなど、住民の「再使用」や再生品の購入促進を図ります。

【主な取組】

再使用

- ・限りある資源から作られたモノを「もったいない」という想いで大切にし、いらなくなったモノは必要とする人へと受け継がれるよう啓発に努めます。
- ・尾三衛生組合東郷美化センターエコサイクルプラザで行われている衣類リフォーム教室などの体験学習を通じて、再使用の意識づけを図ります。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどの利用を促します。

再生品利用

- ・再生紙などの再生品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品を積極的に購入するよう啓発に努めます。

3 資源化の推進（リサイクル）

廃棄物の資源化を推進することで、天然資源の使用量を削減することができます。ごみを排出する際は、「資源」の分別をする必要があるため、ごみと資源の分別を徹底し、リサイクルを推進します。

また、資源量を増加させるためにも、資源を出しやすい環境の整備を進めます。加えて、資源化の意識を持ってもらえるように、資源回収ステーションの見学や、ごみと資源についての教室を実施するなど、資源化に関する情報提供を行っていきます。

【主な取組】

資源の分別の徹底と適正排出

- ・「ごみと資源の分け方・出し方」のパンフレットを定期的に全戸配布し、資源の分別に関する情報を提供します。 **強化**
- ・資源の分別排出を徹底するため、廃棄物減量等推進員※との連携を強化し、地域から各家庭への普及啓発を推進します。
- ・分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報を提供し、リサイクル意識の高揚に努めます。
- ・地域での資源回収量の増加を図るため、地区資源回収や集団資源回収を実施した地区や団体に、奨励金を交付します。

資源回収の場の拡大

- ・資源回収の場と機会の拡大を検討します。
- ・集団資源回収を行う団体数を増やすことで、地域での資源回収量の増加を進めます。
- ・新たな資源回収の場となる民間回収を調査し、住民が利用できる機会を増やします。

回収品目の拡大

- ・町資源回収ステーションにおける回収品目の拡大を検討します。
- ・プラスチックごみについては、資源化を進めることでごみの減量や環境負荷の低減に寄与することから、今後の法改正等の動向を注視し、収集運搬体制や処理ルート構築を行います。また、分別排出について、情報提供を行い、資源化の実施に向け準備を進めます。
- ・地区資源回収及び集団資源回収における回収品目の拡大を検討します。

※ 廃棄物減量等推進員

地域においてごみの減量化・資源化やごみの適正排出などに取り組む推進役です。区長・自治会長からの推薦に基づき、各地区2名を委嘱しています。

4 意識啓発・環境学習の推進

地球環境問題への理解を深め、ごみを生み出さない生活への転換を図るため、3Rについての意識啓発や環境学習の推進を図ります。

【主な取組】

意識啓発

- ・広報紙やホームページ、インターネット動画、SNS等を通じて、様々な世代にごみの減量化・資源化や環境に関する情報を積極的に発信します。
- ・転入者や外国人へ分かりやすい情報提供を行います。
- ・3Rに関する啓発物を作成します。

家庭支援

- ・環境にやさしいライフスタイルの普及や啓発に努め、エコ活動（地球環境への負荷を低減する活動）に取り組む家庭を支援します。
- ・家庭内においてエコ活動に取り組んでもらうよう「エコチャレンジ10」（61ページ参照）を実施し、環境にやさしいライフスタイルの普及に努めます。

環境学習

- ・住民と行政の協働による環境イベントを開催し、環境学習を推進します。
- ・ごみの分別や減量に関する出前講座を実施します。



エコキャンペーン「こどもエコばんぱく in 東郷」

第6節 ごみの分別・適正排出に関する基本的事項

ごみの分別と適正排出に当たり、町民及び事業者が遵守すべき基本的事項を定めます。

具体的にごみの分別や適正排出に関する事項、町が処理しないごみなどについては、「一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）」において定めます。

施策

(1) 家庭系ごみの分別の徹底



(2) ごみ集積場所における適正排出の徹底



(3) 事業系ごみの分別と適正排出の徹底



(4) 不法投棄対策



1 家庭系ごみの分別の徹底

家庭系ごみは適正に分別し、町指定ごみ袋に入れて排出することを徹底します。この場合、ごみに含まれている「資源」を混入しないよう適正に分別することが必要です。

また、ごみの収集運搬や処理に支障を及ぼすおそれのあるごみ、有毒性又は危険性のあるごみなどが町指定ごみ袋に混入することを防止する必要があります。

【主な取組】

情報提供

・「ごみと資源の分け方・出し方」のパンフレットを定期的に全戸配布し、ごみと資源の分別に関する情報を提供します。また、広報紙やホームページで分別排出の啓発を行います。**強化**

調査・指導

・分別状況の悪い排出物については、収集時に警告ステッカーを貼り、一定期間警告をするといった対応を実施するとともに、排出者の特定や指導を強化します。
 ・共同住宅などの管理者に対し、ごみと資源の分別についての指導や助言の実施を継続します。

在宅医療廃棄物の分別と排出

・在宅医療廃棄物の適正な分別と排出方法を周知します。

2 ごみ集積場所における適正排出の徹底

ごみ集積場所の清潔を保持し、付近住民のよりよい生活環境を確保するため、ごみ集積場所への適正な排出を徹底します。

【主な取組】

啓 発

・ごみ集積場所に分別・排出ルールを表示した看板の設置及び貸出しを行い、周知します。

地域・住民との連携

・ごみの適正排出を徹底するため、廃棄物減量等推進員と連携し、地域から各家庭への普及啓発を推進します。

散乱防止

・ねこやカラスによるごみの散乱を防ぐため、カラスよけネットの貸し出しを継続します。

3 事業系ごみの分別と適正排出の徹底

事業者が排出する一般廃棄物は、排出者自らが尾三衛生組合東郷美化センターへ直接搬入するか、事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託による収集により適正に排出することを徹底します。

また、事業者が排出する廃棄物については、産業廃棄物も含め総合的に適正処理する必要があり、産業廃棄物を所管する愛知県と連携を図りながら、町内の事業者に対する排出指導を徹底し、廃棄物の適正処理を進め、事業系ごみの減量を図ります。

【主な取組】

意識啓発

・事業系一般廃棄物の適正排出や資源化についてパンフレットを作成し、事業者へ発信します。

調査・指導

・尾三衛生組合東郷美化センターでの搬入物検査により、分別指導を徹底します。

・不適正排出事業者に対しては、排出物調査等の実施による個別指導を実施します。**強化**

・事業系一般廃棄物の収集運搬業許可業者を通じ、排出事業者におけるごみの適正排出を促します。

・不法投棄を早期発見するため、LINE通報機能等のICT（情報通信技術）の活用を検討します。

4 不法投棄対策

ごみの不法投棄は、生活環境の美観を損なうだけでなく、時には交通への支障など危険を伴う場合もあり、その撲滅に向けて継続的な取組が必要です。町民や事業者への啓発や監視体制の強化などの防止対策を実施します。

また、ごみのポイ捨てについても、東郷町ポイ捨て等禁止条例を通して、清潔で快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進します。

監視体制

- ・不法投棄監視パトロールを実施し、啓発活動を継続します。
- ・廃棄物減量等推進員との連携を強化し、不法投棄の早期発見に努めます。
- ・環境美化推進員※との連携して「クリーンアップキャンペーン」を実施し、ごみ拾いをしながらポイ捨て禁止等の啓発活動を継続することで、ごみのない美しいまちづくりを推進します。
- ・悪質な不法投棄発生場所には、監視カメラの設置等を検討します。
- ・不法投棄を早期発見するため、LINE通報機能等ICT（情報通信技術）の活用を検討します。

未然防止

- ・不法投棄防止の看板を設置することにより、未然防止や再発防止に努めます。
- ・ポイ捨てごみや不法投棄をなくすため、ポイ捨て禁止及び不法投棄禁止の看板の貸し出しを継続します。
- ・地域でポイ捨てゴミを拾ったり、清掃活動をしている方に「クリーンサポート東郷」として登録してもらい、清掃備品の貸し出しやごみ袋を提供するなど活動連携を進めます。**強化**



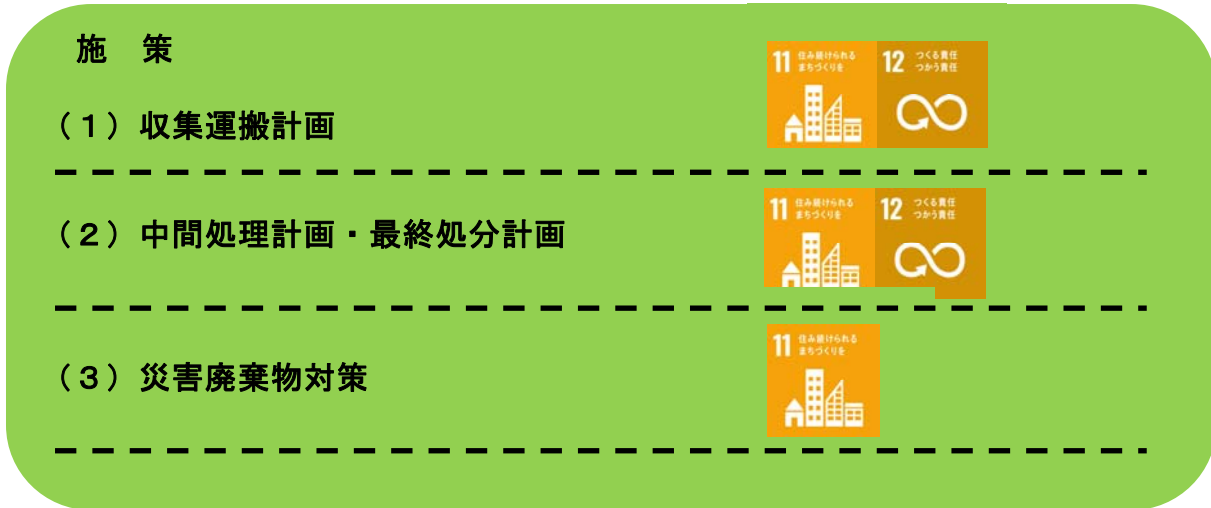
不法投棄の状況

※ 環境美化推進員

地域における環境美化活動の推進役です。廃棄物減量等推進員が兼務します。

第7節 その他ごみの処理に関する基本的事項

ごみの収集運搬、中間処理及び最終処分について定めます。



1 収集運搬計画

現在、分別収集しているごみの種類や収集頻度、収集場所、収集運搬方法を、表4-7-1に示します。

今後も現在の収集運搬体制を基本的には維持することとしますが、ごみを取り巻く環境の変化や各種の法整備にも対応できるよう、さらに安定した収集運搬体制を構築していきます。

表4-7-1 収集運搬計画

ごみの種類		収集頻度	収集場所	収集運搬方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	ごみ集積場所	委託
	資源ごみ(金属類)	月2回	ごみ集積場所	委託
	資源ごみ(陶磁器・ガラス)	月1回	ごみ集積場所	委託
	粗大ごみ	週1回	各戸前	委託
	資源	随時	資源回収ステーション	委託
事業系ごみ		随時	各事業所	許可業者

2 中間処理計画・最終処分計画

可燃ごみ、資源ごみ（金属類）、資源ごみ（陶磁器・ガラス類）、粗大ごみ及び資源の一部については、尾三衛生組合東郷美化センターへ搬入された後、中間処理を経て、最終処分されます。そのため、中間処理及び最終処分に関する計画は、尾三衛生組合の定めるところによります。

また、尾三衛生組合東郷美化センターに搬入しない資源については、民間事業者による中間処理を経て、資源化されます。

3 災害廃棄物対策

本町では、災害対策基本法第42条の規定により策定された「東郷町地域防災計画」に基づき、令和2年3月に「東郷町災害廃棄物処理計画」を策定しました。

東郷町災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物の処理を完了するまでに必要な事項を網羅的にまとめた計画であり、発災時に必要に応じて策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎となるものです。今後、計画の具体策として「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を策定し、災害時の初動対応に特化して手順を定め、災害時に迅速に処理できるよう備えます。**強化**

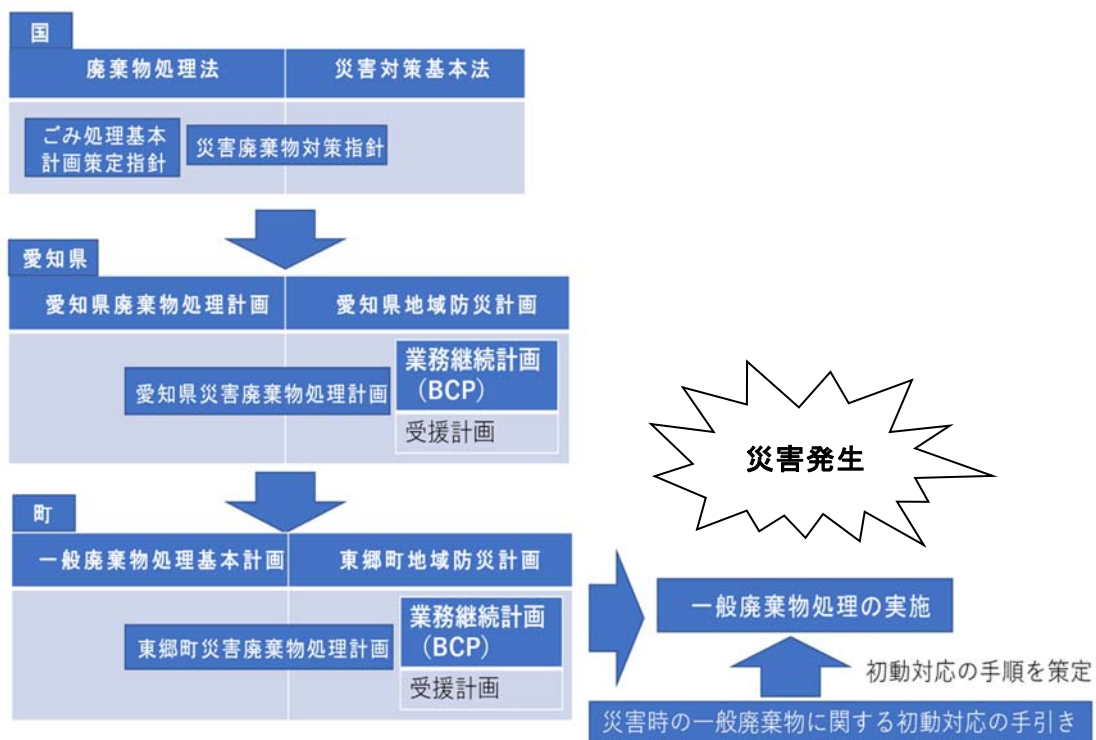


図4-7-1 災害廃棄物処理に係る関係図

第8節 し尿・浄化槽汚泥の処理に関する基本的事項

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見通し、収集運搬、中間処理及び最終処分について定めま
す。



1 し尿・浄化槽汚泥の収集量の見通し

公共下水道の整備に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、今後も減少していく
ものと思われます。

2 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、排出者の申込みに応じて、迅速かつ衛生的に収集
を行います。

現在、し尿の収集運搬については委託業者が、浄化槽汚泥の収集運搬については
許可業者が行っていますが、今後は、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の減少等を踏ま
え、必要に応じて、より効果的・効率的な収集運搬体制を検討していきます。

3 中間処理計画・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥については、日進美化センターへ搬入された後、中間処理を
経て最終処分し、適正処理を行うものとします。

なお、令和4年4月からは日進市の下水道終末処理施設である日進市南部浄化セ
ンターにおいてし尿及び浄化槽汚泥処理をすることで、維持管理を集約し、合理化
を図ります。

第5章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

町民・事業者・町がそれぞれの役割を果たし、協働で循環型社会の実現に取り組みます。



※ 拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、その製品の適正なリサイクルや処分について、財政的・物理的な一定の責任を負うという考え方。

第2節 計画の進行管理

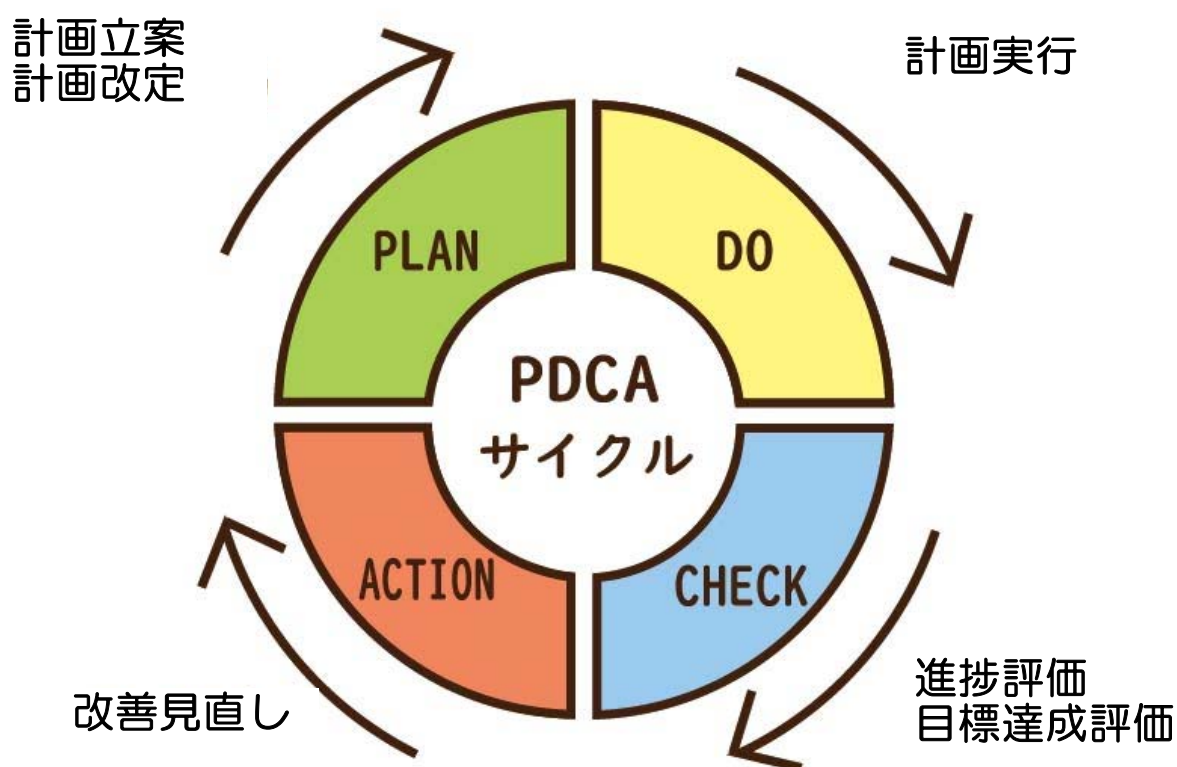
段階的な目標を実現するとともに、本計画で定める事項を推進するため、定期的にその進行状況を確認します。

1 目標達成状況及び計画の進捗把握

本計画を着実に実施するため、計画目標の達成状況及び計画の進捗状況を把握します。

2 進行管理の手法

目標の達成状況を評価し、改善を図るため、行政評価などにも取り入れられているマネジメントサイクル（PDCA）により目標達成状況の把握、課題の整理、改善策の検討を行います。



資 料 編

1 処理しなければならないごみ量の種類別・搬入形態別の内訳

(1) 種類別・搬入形態別の内訳（家庭系）

家庭系ごみにおける処理しなければならないごみ量の種類別・搬入形態別の内訳は、表5-1及び図5-1のとおりです。

表5-1 種類別・搬入形態別の内訳（家庭系）（単位：t）

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	7,777	7,836	7,897	7,978	7,982
計画収集	7,613	7,681	7,730	7,806	7,791
直接搬入	164	155	167	172	191
不燃ごみ※1	685	598	475	438	455
計画収集	685	598	475	438	455
直接搬入	0	0	0	0	0
粗大ごみ	513	548	572	693	672
計画収集	50	66	70	66	82
直接搬入	463	482	502	627	590
合計	8,975	8,982	8,944	9,109	9,109
計画収集	8,348	8,345	8,275	8,310	8,328
直接搬入	627	637	669	799	781

※1 平成29年度から不燃ごみに代わり、金属、陶磁器・ガラスを収集（集計はまとめたもの）

注1）計画収集：町の委託業者による収集。

直接搬入：尾三衛生組合東郷美化センターへ自己搬入。

2）尾三衛生組合の集計上、不燃ごみの直接搬入は、粗大ごみとして計上されている。

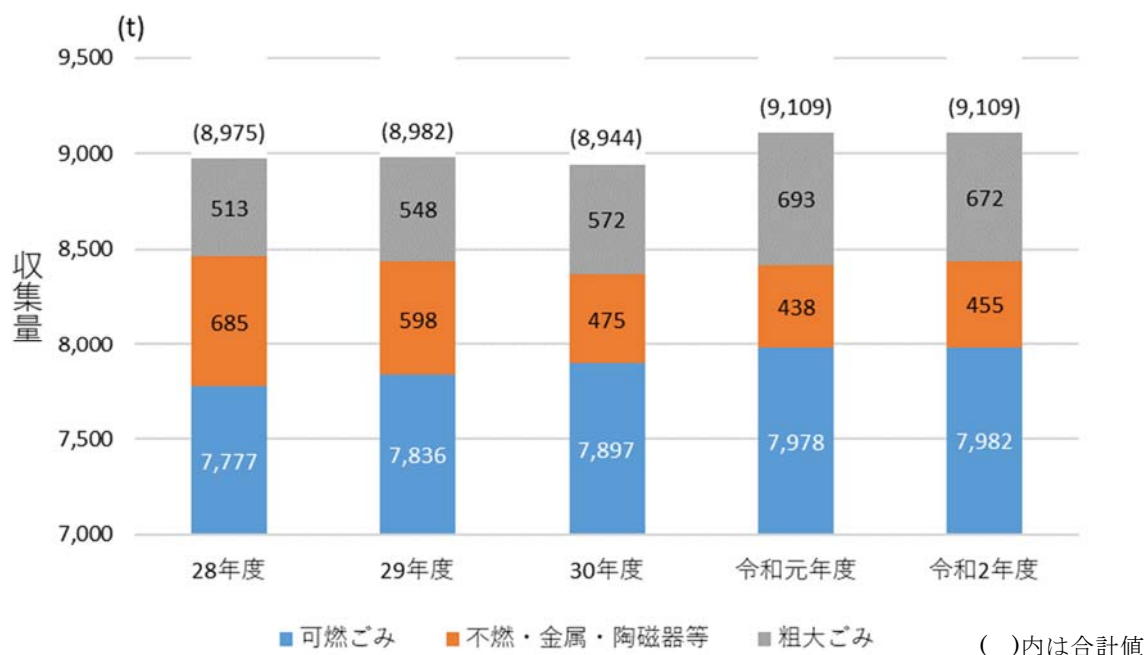


図5-1 種類別の収集量（家庭系）

(2) 種類別・搬入形態別の内訳（事業系）

事業系ごみにおける処理しなければならないごみ量の種類別・搬入形態別の内訳は、表5-2及び図5-2のとおりです。

表5-2 種類別・搬入形態別の内訳（事業系）（単位：t）

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	2,929	2,772	2,917	2,839	3,039
許可業者	1,871	1,905	2,003	2,014	2,355
直接搬入	1,058	867	914	825	684
不燃ごみ	0	1	1	0	0
許可業者	0	0	0	0	0
直接搬入	0	1	1	0	1
粗大ごみ	22	24	19	18	17
許可業者	0	0	0	0	0
直接搬入	22	24	19	18	17
合計	2,951	2,797	2,937	2,857	3,056
許可業者	1,871	1,905	2,003	2,014	2,355
直接搬入	1,080	892	934	843	701

注）可燃ごみは、食品リサイクル（堆肥として活用）分を除く。

許可業者：許可業者による収集。

直接搬入：尾三衛生組合東郷美化センターへの自己搬入。

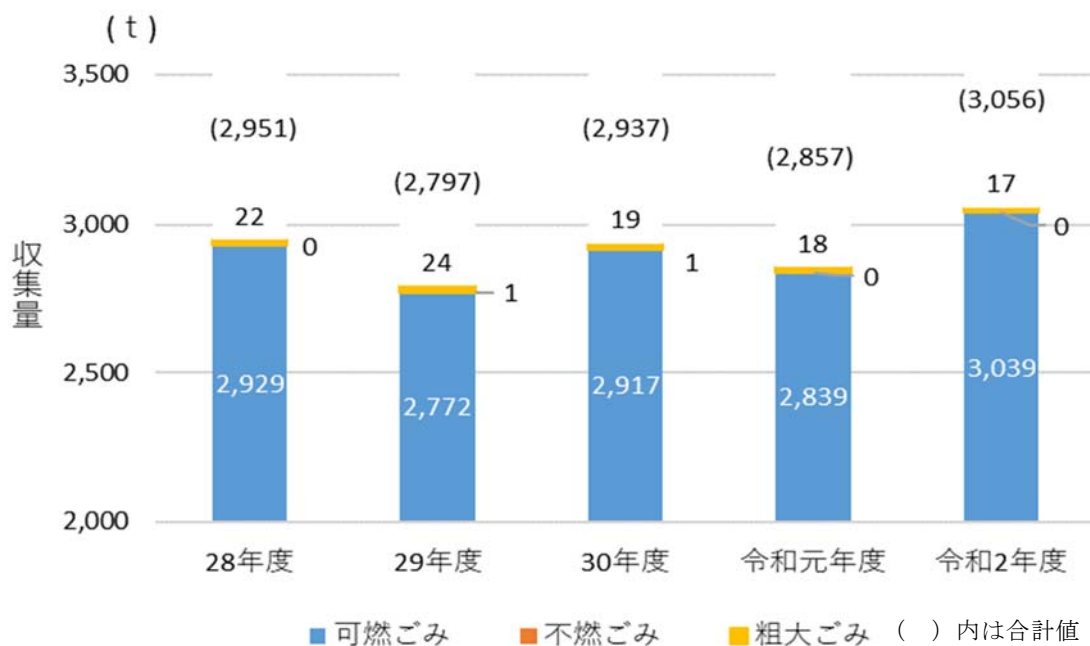


図5-2 搬入形態別の収集量（事業系）

2 ごみの減量化・資源化施策の実施状況

(1) 資源回収ステーションの設置

資源回収の拠点として、資源回収ステーションを町内2か所（北部・中部）に設置しており、現在26品目を回収しています。

なお、町設置のほか、尾三衛生組合東郷美化センターや民間事業者にも同様な資源回収施設があります。

資源回収ステーションにおける回収品目別の回収量は表5-3、令和2年度の主な資源物の品目別の構成は図5-3、平成30年度から令和2年度までの主な資源物の品目別回収量は図5-4、回収品目の推移は表5-4のとおりです。

表5-3 資源回収ステーションの回収品目別回収量 単位：(kg)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
紙類	新聞	198,604	185,418	163,200	161,750	101,210
	雑誌	117,616	114,618	108,520	105,770	87,770
	段ボール	111,110	113,400	109,600	110,070	99,590
	紙製容器包装・雑がみ	42,436	43,782	45,160	47,750	38,355
	紙パック	7,293	7,326	7,710	7,300	6,165
	その他の紙製容器包装	2,208	2,307	2,000	1,982	1,767
びん	びん	85,630	105,630	110,855	98,567	83,269
缶	缶（アルミ・スチール）	20,710	21,990	22,920	23,420	19,690
プラスチック類	プラ製容器包装	58,696	60,132	61,335	63,586	59,808
	白色トレイ	3,420	3,120	2,960	3,330	3,090
	ペットボトル	38,260	43,675	43,740	41,480	30,810
	ペットボトルキャップ	2,445	2,413	2,631	2,788	2,577
布類	古着	31,588	32,286	32,680	37,810	32,865
小型家電	小型家電（精密機器）	1,912	1,864	1,841	2,755	1,951
	小型家電（その他）	42,618	49,698	61,020	70,029	70,687
	バッテリー	1,846	1,920	2,166	2,704	3,263
その他	割りばし	0	0	0	310	100
	蛍光管	2,200	3,000	2,900	2,480	2,260
	乾電池	6,650	7,460	5,280	8,870	9,260
	充電式電池	50	58	102	0	0
	廃食油	4,460	4,190	4,500	3,680	3,490
	スプレー缶	3,930	3,940	5,050	4,610	5,020
	インクカートリッジ	211	169	219	253	221
回収合計		783,893	808,396	796,389	801,294	663,218

注) 使い捨てライター、水銀入り体温計の回収量は、把握していない

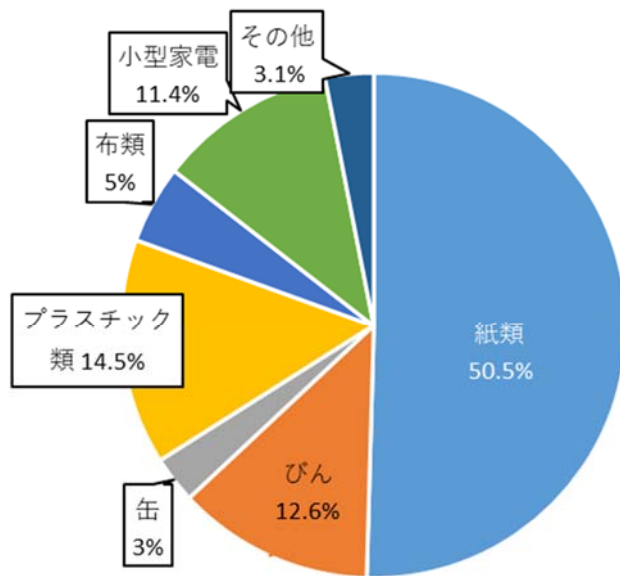


図5-3 主な資源物の品目別構成（令和2年度）

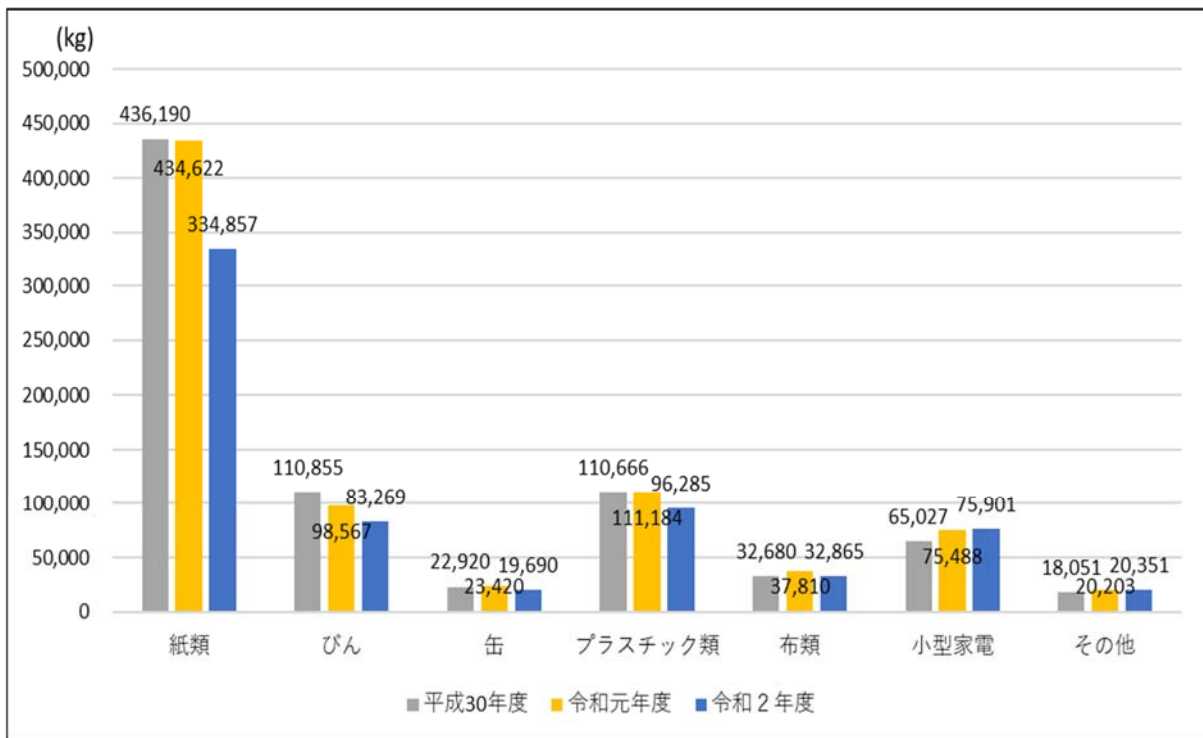


図5-4 主な資源物の品目別回収量（平成30年度～令和2年度）

表 5 - 4 資源回収ステーションの回収品目の推移

	回収品目	回収開始日
1	新聞	平成 12 年 9 月～
2	雑誌	
3	段ボール	
4	紙パック	
5	紙製容器包装、雑がみ（平成 22 年 4 月～）	
6	その他の紙製容器包装	平成 20 年 4 月～
7	古着	平成 12 年 9 月～
8	びん（ガラスびん）※化粧品のみを含む（平成 23 年 11 月～）	
9	アルミ缶	
10	スチール缶	
11	白色トレイ	
12	ペットボトル	
13	ペットボトルのキャップ	平成 20 年 10 月～
14	プラスチック製容器包装	平成 16 年 4 月～
15	蛍光管	平成 12 年 9 月～
16	乾電池	
17	ボタン電池	平成 27 年 5 月～
18	充電式電池	平成 23 年 11 月～
19	廃食油	平成 12 年 9 月～
20	スプレー缶	平成 19 年 8 月～
21	使い捨てライター	
22	木製の割りばし	
23	インクカートリッジ	平成 23 年 4 月～
24	水銀入り体温計	
25	小型家電	
26	バッテリー	
—	CD・DVD	平成 22 年 4 月
—	CD・DVDのケース	～平成 27 年 3 月 (回収中止)

(2) 集団資源回収の奨励

ごみの減量及び資源の有効利用を推進し、町民の資源に対する認識を深めることを目的とし、子ども会やPTAなど資源の集団回収を自主的に行う団体に対して奨励金を交付することにより、地域での資源回収を支援しています。

回収量などは、表5-5のとおりです。令和2年度実績では、40団体が約808トンの資源物を回収しました。実施団体が減っていることに伴い、回収量も減少傾向にあります。

奨励金対象品目は、新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、布類、紙パックで、令和2年度の奨励金の額は、拠点回収方式3円/kg（回収拠点に資源物を直接持ち込む方法）、戸別回収方式1円/kg（回収拠点を設けず、各戸の前に出された資源物を業者等が回収する方法）です。

平成28年度から、新たにスチール缶とアルミ缶を奨励金対象品目に追加しています。この2品目の奨励金の額は、平成28年度は拠点回収方式35円/kg、戸別回収方式15円に、平成29年度からは拠点回収方式30円/kg、戸別回収方式10円となります。

アルミ缶・スチール缶の回収量を表5-6に示します。回収量は年々増加傾向にあります。

表5-5 集団資源回収奨励金事業の実施状況

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
交付団体数	44	43	41	41	40
回収量(kg)	1,092,627	1,012,750	930,298	881,580	807,629
交付金額(円)	2,247,097	1,520,048	1,414,020	1,495,862	1,348,253

表5-6 団体等が独自で回収したアルミ缶・スチール缶の回収量

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
回収量(kg)	18,414	19,804	21,694	21,978	22,014

(3) 地区資源回収の奨励

ごみの減量化及び資源の有効利用を推進するため、各区・自治会が月1回実施する「びん・ペットボトル」の回収に対し、奨励金を交付しています。

回収量などは、表5-7のとおりです。令和2年度実績では、約48トンの「びん・ペットボトル」を回収しました。回収量は、増加傾向にあります。

町内全ての区・自治会が事業を実施しており、月9,000円の奨励金を交付しています。

なお、平成28年度から回収品目を缶から、ペットボトルへ変更しました。

表5-7 地区資源回収奨励金事業の実施状況

		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
交付団体数		17	17	17	17	17
回収量 (kg)	びん	20,190	20,849	28,415	28,644	35,383
	ペット ボトル	5,100	6,560	8,110	9,450	12,200
	計	25,290	27,409	36,525	38,094	47,583
交付金額(円)		1,836,000	1,836,000	1,836,000	1,836,000	1,836,000

(4) 生ごみの減量・資源化

生ごみの減量と有効利用を図るため、平成 12 年度から生ごみ処理機器の購入費補助金事業をスタートさせ、生ごみ処理容器（コンポスト及びボカシ容器）や電動生ごみ処理機の普及を進めています。

事業開始（平成 12 年度）から令和 2 年度までの補助総数は、生ごみ処理容器が 288 器、電動生ごみ処理機が 824 機です。過去 5 年間の補助器数などは、表 5－8 のとおりです。

なお、補助額は、購入費の 2 分の 1 で、生ごみ処理容器は上限 3,000 円、電動生ごみ処理機は上限 20,000 円です。

表 5－8 生ごみ処理機器購入補助件数と補助金額

	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
生ごみ処理容器（器）	8	3	5	9	4
電動生ごみ処理機（機）	10	12	3	4	9
補助金額（円）	222,700	244,100	64,300	87,500	165,500

(5) 廃棄物減量等推進員の設置

町内全ての区・自治会に各 2 名ずつ廃棄物減量等推進員を設置し、ごみの減量化・資源化に向けた活動を各地域で行っています。

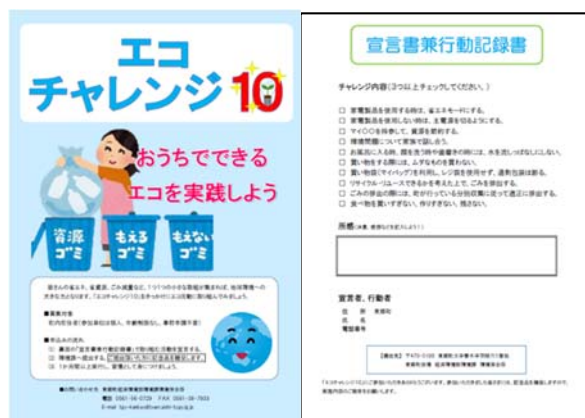
主な活動内容は、①廃棄物の減量に関する啓発、②資源回収の推進、③ごみの分別及び適正排出の推進、④不法投棄等の監視に係る活動、⑤環境保全行事等への参加、⑥ごみ集積場所の設置等に関する連絡調整などです。

(6) 子どもたちへの環境学習

町独自の環境啓発イベントとして、エコキャンペーン「こどもエコばんぱく in 東郷」を開催しています。このイベントは、子どもたちを始め参加する皆さんに、地球温暖化の問題から身近な生活での取組まで、美化活動の実施、ごみの減量、リサイクル、自然の大切さを知るなど、会場での実体験を通じて、楽しみながら環境学習ができる場として開催しています。

(7) 家庭でできる環境活動の支援

家庭でできる「環境にやさしい生活」を普及するため、町が独自に作成した地域環境マネジメント基準「東郷版(家庭版)ISO“チャレンジ100”」を平成30年度から、取り組みやすく改良した“エコチャレンジ10”に改め、推進しています。



10項目の実践行動の中から3項目以上を選択し、家族で取り組んでいただいています。事業開始の平成15年度から令和2年度までの認定人数は、564名です。

(8) 広報紙等による啓発

広報紙や町ホームページなどにおいて、ごみの減量化・資源化や適正排出についての啓発を行っています。

また、2年に一度発行しているパンフレット「ごみと資源の分け方・出し方」を全戸配布（転入者には、転入手続時に配布）し、ごみの分別と排出方法、環境情報を案内しています。



3 不法投棄の状況

不法投棄・散乱ごみの監視パトロールを週3日程度行っています。

不法投棄があれば必要な調査を実施し、警告シールの貼付や、悪質な事例にあつては警察署へ通報するなど、不法投棄の撲滅に努めています。

また、平成26年度から、毎年2回、環境美化推進員と「クリーンアップキャンペーン」（令和元年度までは「きれいなまちキャンペーン」）を実施し、ごみ拾いをしながらポイ捨て禁止等の啓発を行っています。

令和2年度の監視パトロールによる不法投棄の状況は、次のとおりです。

(1) 不法投棄を発見(確認)した件数

不法投棄を発見又は確認した件数は、年間193件でした。

(2) 回収した不法投棄物や散乱ごみの重量

回収した不法投棄物や散乱ごみの内、尾三衛生組合東郷美化センターへ搬入した重量は、9,740kgでした。

なお、この重量には、家電リサイクル法による処分が必要なもの（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）や有償で売却できるもの（放置自転車など）は含まれていません。

(3) 主な投棄物件

➤テレビ	16台	➤放置自転車	15台
➤エアコン	1台	➤タイヤ	6本
➤冷蔵庫	4台	➤衣装ケース	9台
➤洗濯機	5台	➤ふとん	8枚
➤パソコン、モニター	4台		など

4 ごみ処理の状況

(1) 組成調査結果

「第3章 ごみ処理の現状と課題」 「第3節 ごみ処理の現状」 「1 ごみの排出状況」 「(5) 家庭系ごみの組成」 で示した令和2年度の組成調査結果の詳細は、表5-10、表5-11及び表5-12のとおりです。

表5-10 可燃ごみ組成調査結果（令和2年度）

	5月 (kg)	8月 (kg)	11月 (kg)	2月 (kg)	合計 (kg)
資源化が可能なもの	2.25	2.92	2.58	2.17	9.92
紙製容器包装	0.47	1.02	0.3	0.37	2.16
プラスチック製容器包装	1.11	1.39	1.61	1.32	5.43
古紙	0.58	0.20	0.23	0.06	1.07
布類	0.09	0.14	0.44	0.08	0.75
その他	0.00	0.17	0.00	0.34	0.51
生ごみ	3.32	7.02	6.08	4.48	20.9
その他紙類・プラスチック類	1.77	2.21	3.07	3.25	10.3
草木類	5.12	0.26	0.08	0.17	5.63
その他	0.21	0.00	0.09	0.01	0.31
試料合計	12.67	12.41	11.90	10.08	47.06

表5-11 資源ごみ（金属類）組成調査結果（令和2年度）

	5月 (kg)	8月 (kg)	11月 (kg)	2月 (kg)	合計 (kg)
資源化が可能なもの	4.77	3.73	2.76	3.64	14.9
びん	0.61	0.17	0.28	1.39	2.45
缶	4.04	3.17	2.33	2.19	11.73
紙製容器包装	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
プラスチック製容器包装	0.12	0.39	0.15	0.06	0.72
古紙	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
古布	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他紙類・プラスチック類	0.73	1.30	2.25	0.79	5.07
その他の金属類	3.54	5.94	3.54	2.55	15.57
その他	1.6	0.00	0.91	0.84	3.35
試料合計	10.64	10.97	9.46	7.82	38.89

表5-12 資源ごみ（陶磁器・ガラス）組成調査結果（令和2年度）

	5月 (kg)	8月 (kg)	11月 (kg)	2月 (kg)	合計 (kg)
資源化が可能なもの	9.06	15.08	15.66	17.95	57.75
びん	9.00	15.02	15.63	17.84	57.49
缶	0.00	0.06	0.03	0.07	0.16
紙製容器包装	0.04	0.00	0.00	0.02	0.06
プラスチック製容器包装	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
古紙	0.02	0.00	0.00	0.02	0.04
古布	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他紙類・プラスチック類	0.18	0.09	0.42	0.22	0.91
その他の金属類	0.00	0.00	0.00	0.04	0.04
その他	18.38	9.34	12.55	19.14	59.41
試料合計	27.62	24.51	28.63	37.35	118.11

(2) 中間処理

ア 中間処理施設

中間処理施設の概要は、表 5-13 のとおりです。本町から排出される家庭系ごみ及び事業系ごみは、尾三衛生組合東郷美化センターで中間処理を行っています。

表 5-13 中間処理施設の概要

名 称	尾三衛生組合東郷美化センター			
構成団体	東郷町・日進市・みよし市			
処理施設	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ		
		粗大ごみ処理施設	びん	缶
処理能力	200 t/日 (24h) (100 t/日×2基)	55 t/日 (5h)	12 t/日 (5h) ※1	8 t/日 (5h) ※2
処理方法	連続燃焼式	破砕選別	選別	選別
竣 工	平成 9 年 11 月	平成 11 年 3 月		

※1 びんラインは平成 28 年 4 月より停止

※2 缶ラインは平成 29 年 4 月より停止

資料：尾三衛生組合



尾三衛生組合東郷美化センター

イ 中間処理量（東郷町分）

本町分の中間処理量は、表 5-14 のとおりです。

表 5-14 中間処理量（東郷町分）（単位：t）

	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度
焼 却 施 設	11,268	11,580	11,260	11,664	12,043
粗 大 ご み 処 理 施 設	332	271	261	295	288
その他資源化を行う施設	0	4	0	0	0
計	11,600	11,855	11,521	11,959	12,331

資料：尾三衛生組合

ウ ごみ焼却処理量

ごみ焼却施設の処理量は、表5-15のとおりです。

表5-15 ごみ焼却処理量（組合全体分）

（単位：t）

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処 理 量	48,491	50,196	48,704	51,202	51,275
焼 却 残 さ 量	6,823	6,795	6,084	6,338	6,283
焼 却 残 さ 率 (%)	14.1	13.5	12.5	12.4	12.3

資料：尾三衛生組合

エ 粗大ごみ処理量

再利用可能な粗大ごみは、エコサイクルプラザにおいて修理・販売し、その他のものは、破碎選別し、可燃物・不燃物・鉄類・アルミ類に分類しています。その処理量は、表5-16のとおりです。

表5-16 粗大ごみの処理量（組合全体分）

（単位：t）

		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処 理 量		3,567	3,267	1,913	1,986	2,053
処 理 内 訳	可 燃 物	2,327	1,978	963	980	974
	不 燃 物	568	522	288	281	270
	鉄 類	329	353	275	330	430
	ア ル ミ 類	30	35	26	31	33
	手 選 別 回 収 品	313	379	361	364	346

資料：尾三衛生組合

(3) 最終処分量（東郷町分）

本町分の最終処分量は、表5-17のとおりです。

尾三衛生組合東郷美化センターからの埋立物は、公益財団法人愛知県臨海環境整備センターが運営する衣浦港3号地廃棄物最終処分場や民間最終処分場において処分しています。

表5-17 最終処分量（東郷町分）

(単位：t)

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
焼却残渣の埋立	1,398	1,359	1,207	1,256	641
焼却以外の中間処理残渣の埋立	152	118	83	83	72
合計	1,550	1,477	1,290	1,339	713

資料：尾三衛生組合



衣浦港3号地廃棄物最終処分場

(4) 予測方法と予測結果（トレンド予測）

数値目標を設定する手順として、①現在の状況のまま特に施策を考慮せずに推計（トレンド予測）、②トレンド予測の結果に取り組む施策の効果を考慮し推計、③施策の効果を考慮した推計の結果より、数値目標を決定します。ここでは①のトレンド予測についての手順及び結果を示します。

ア ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量等の将来予測は、家庭系ごみと事業系ごみに分けて予測を行いました。予測フローは、図5-5のとおりです。

家庭系ごみは、実績の1人1日当たり排出量^{※1}を基にトレンド法^{※2}により予測を行いました。

事業系ごみ量は、実績を基にトレンド法により予測しました。

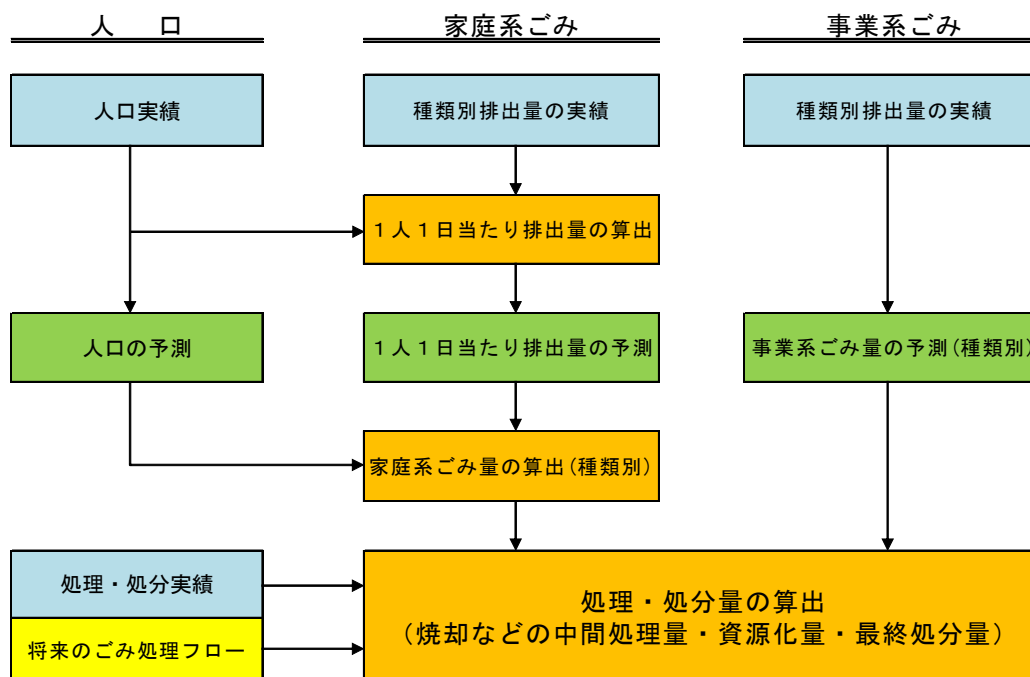


図5-5 ごみ排出量等の予測フロー

※1 1人1日当たり排出量 (g/人・日)

=年間ごみ量 (t/年) ÷人口 (人) ÷年間日数 (365or366 日/年) ×10⁶ (g/t)

※2 トレンド法

過去の実績をもとに、9つの式^{※3}により推計を行い、その中で相関係数が最も高い式を予測式として採用します。ただし、相関係数が最も高い式でも、増加や減少の幅が異常に大きいものや、減少により値が“0”となるような式である場合は、現実性を考慮しながら実績の平均値または直近年度の実績を推移した値を採用します。

※3 9つの式

①等差級数、②一時指数曲線、③一次回帰、④修正指数曲線、⑤ロジスティック曲線、⑥等比級数、⑦対数回帰、⑧ルート、⑨逆数

イ 将来推計人口

将来人口は、「東郷町第6次総合計画」の予測結果を採用しました。
人口の将来推計結果は、図5-6のとおりです。

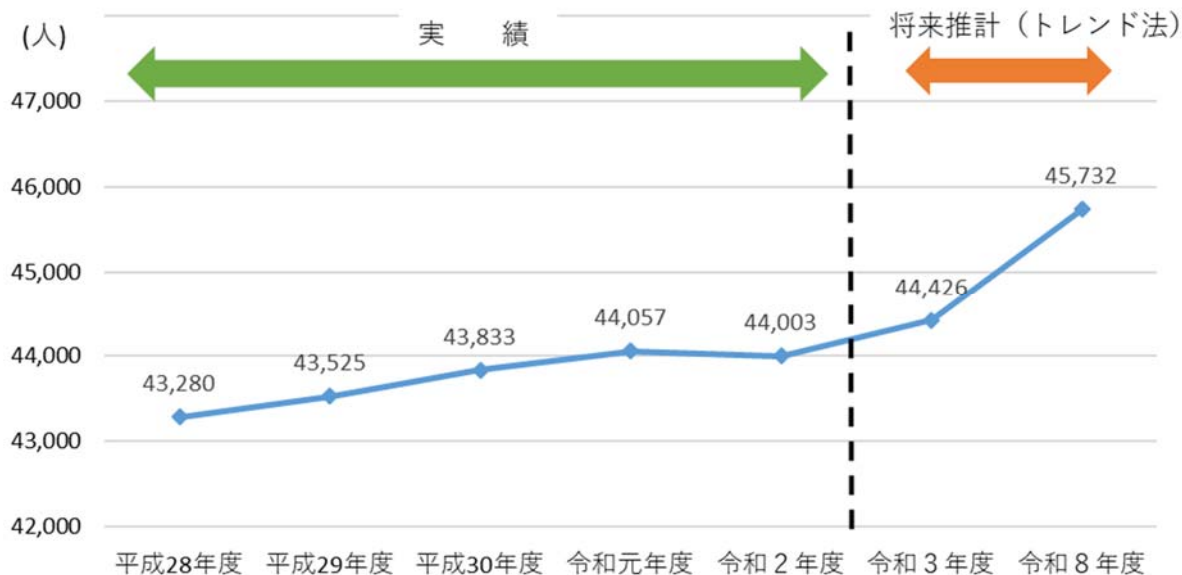


図5-6 人口の将来推計結果 (トレンド法)

ウ ごみ排出量等の将来予測

(ア) 家庭系ごみ

家庭系ごみ(回収資源物^{※4}を含む)は、過去の実績(家庭系ごみの1人1日当たりの排出量)を基にトレンド法で予測を行いました。

家庭系ごみの1人1日当たりの排出量の予測結果は、図5-7のとおりです。

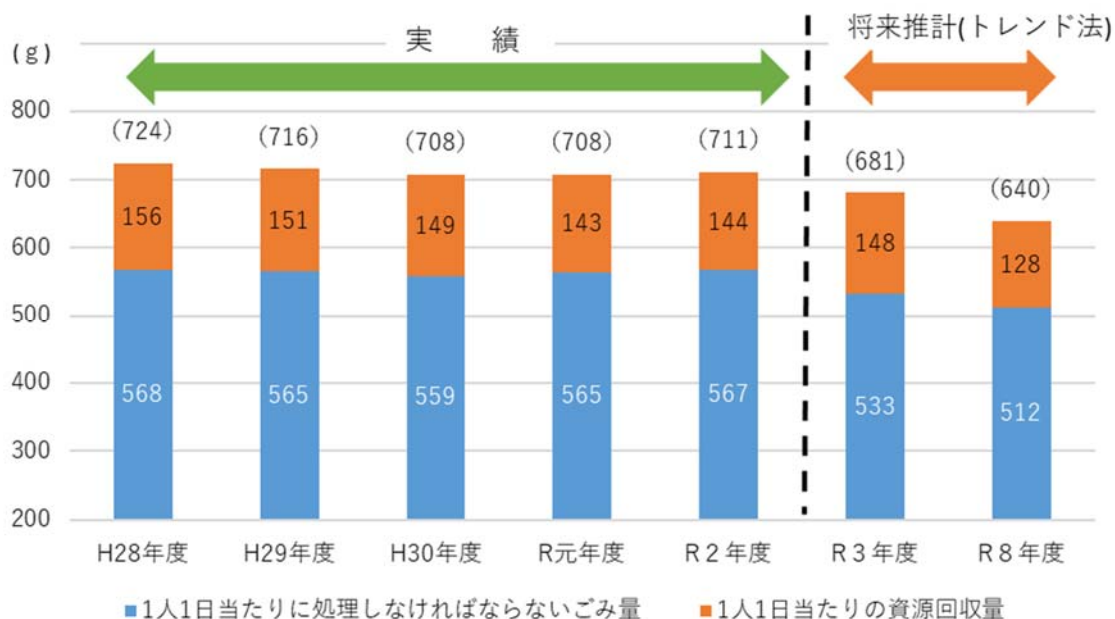


図5-7 家庭系ごみの1人1日当たりの排出量の将来推計結果 (トレンド法)

※4 回収資源物

資源回収ステーション(町・組合)及び資源回収(集団・地区・民間)により回収を行ったもの

(イ) 事業系ごみ

事業系ごみは、過去の実績（事業系ごみの年間排出量）を基にトレンド法で予測を行いました。

事業系ごみの年間排出量の将来推計結果は、図5-8のとおりです。

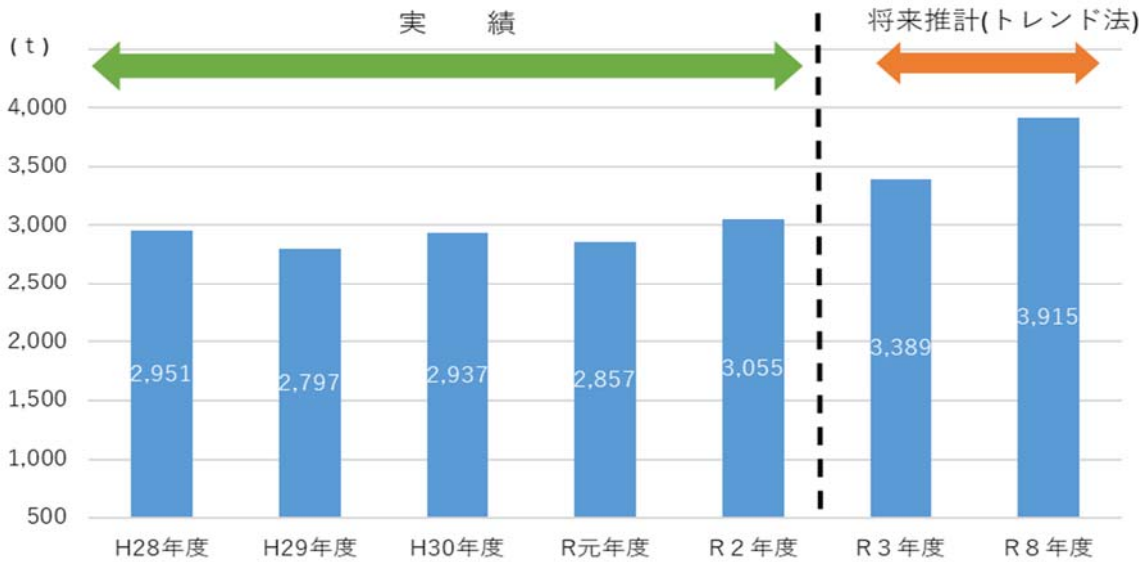


図5-8 事業系ごみの年間排出量の将来推計結果（トレンド法）

エ 予測結果まとめ

(ア) ごみ排出量の将来推計

前記イとウから、ごみ排出量(処理しなければならないごみと資源回収の2区分)と人口の将来推計結果を整理すると、図5-9のとおりです。

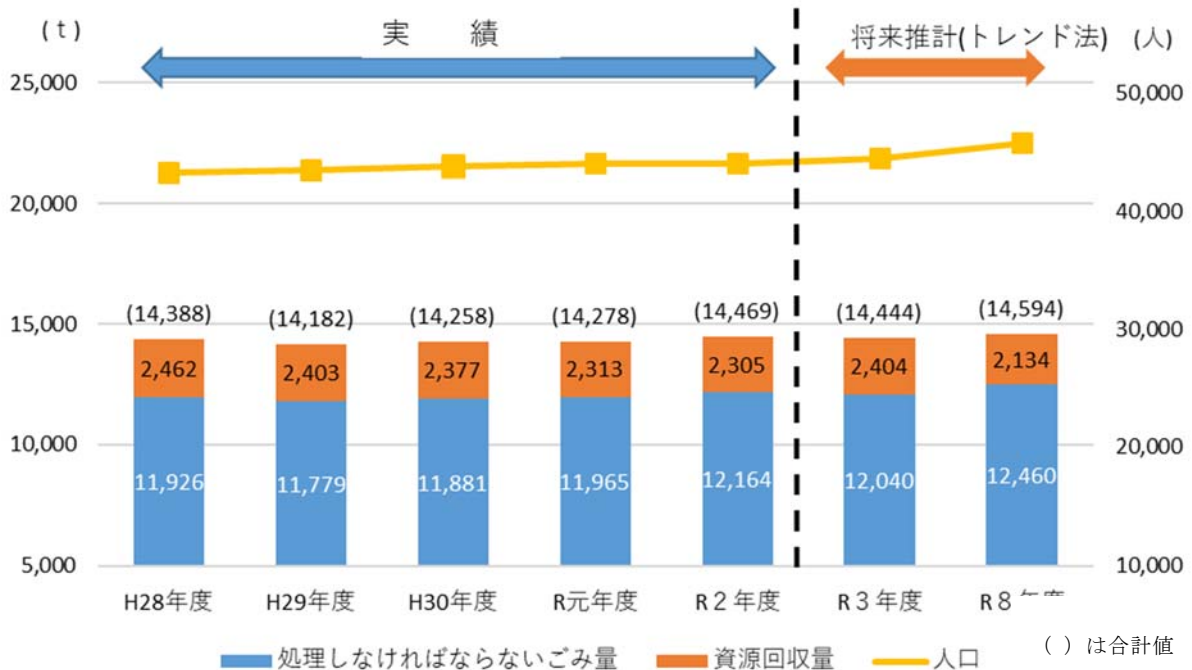


図5-9 ごみ排出量及び人口の将来推計結果（トレンド法）

(イ) 1人1日当たりの排出量

前記ウ（ア）と（イ）から、1人1日当たりの排出量（処理しなければならないごみ（家庭系と事業系）と資源回収の3区分）の将来推計結果を整理すると、図5-10のとおりです。

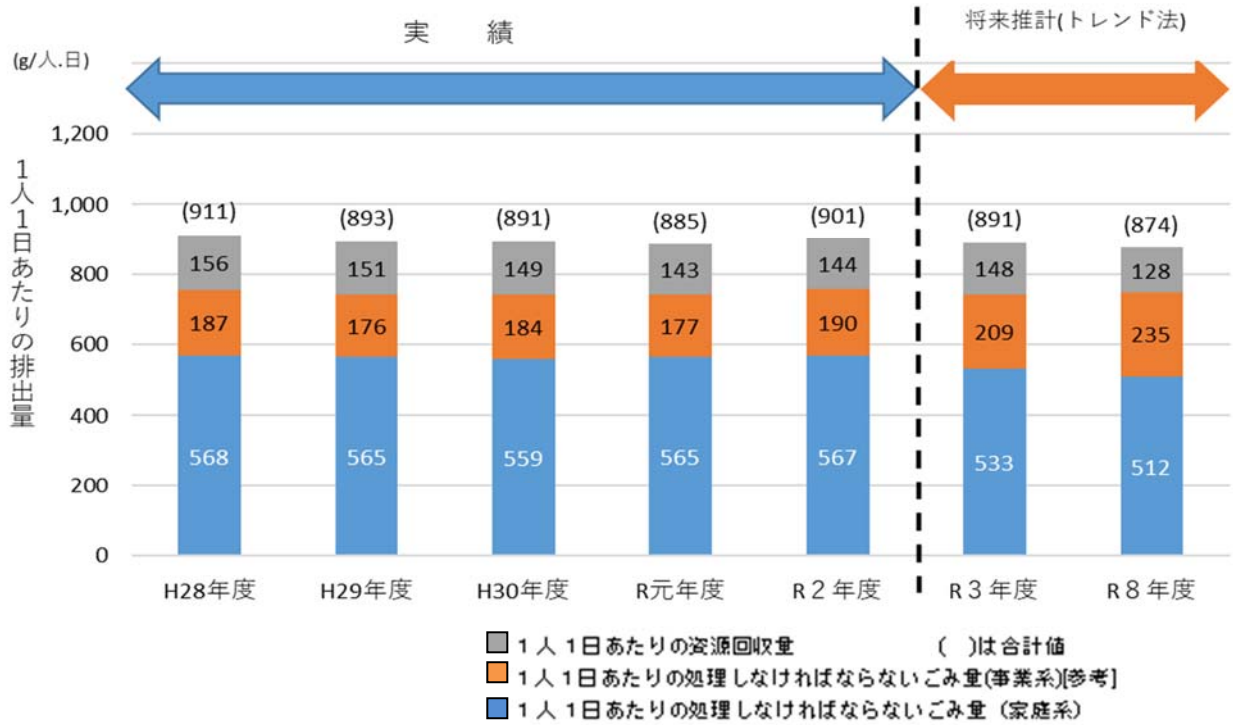


図5-10 1人1日当たりのごみ量等の将来推計結果（トレンド法）

(ウ) 資源回収率

資源回収率は、前記の家庭系・事業系のごみ排出量の予測結果から、将来の総資源化量を推計し算出しました。

資源回収率の将来予測結果は、図5-11のとおりです。

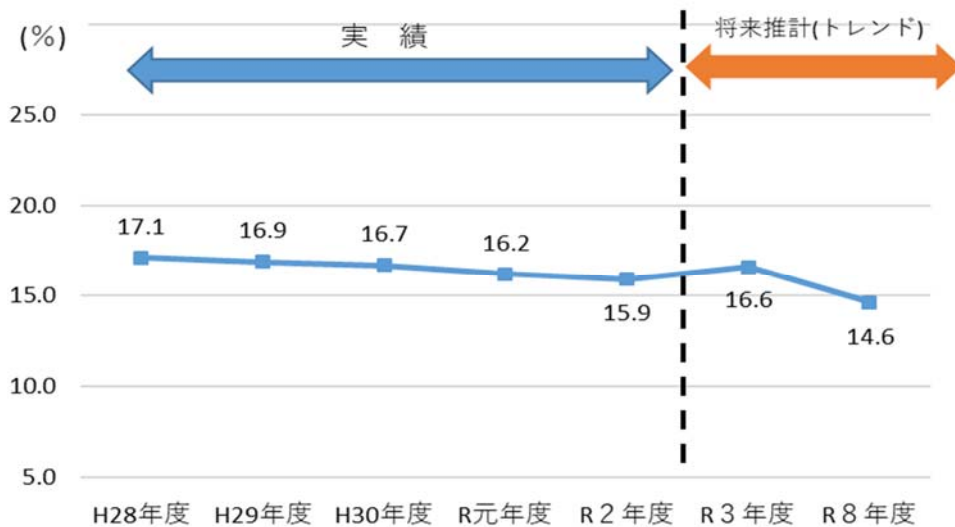


図5-11 資源回収率の将来推計結果（トレンド法）

5 ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費は、表5-18、図5-12及び図5-13のとおりです。

令和2年度のごみ処理経費の総額は、388,647千円であり、処理経費の主な内容は、尾三衛生組合負担金が216,278千円で全体の約55.6%、収集運搬委託費が126,871千円で全体の約32.6%となっています。

本町の一般会計歳出額は、令和2年度一般会計歳出決算額のうち、ごみ処理経費が約1.57%を占めています。

限られた一般財源の中で、ごみの減量化・資源化と適正処理を確実に進めるためには、住民・事業者・町の三者の適切な役割分担のもと、より効果的かつ効率的なごみ処理を実施していく必要があります。

表5-18 ごみ処理経費

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
尾三衛生組合負担金	235,078	210,268	198,256	198,127	216,278
建設改良費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	235,078	210,268	198,256	198,127	216,278
一般廃棄物対策費	143,354	139,063	141,839	144,399	144,323
うち収集運搬委託費	111,651	111,667	113,300	114,631	116,176
廃棄物減量推進費	25,257	25,112	25,503	28,470	28,046
うち収集運搬委託費	10,242	10,505	10,370	10,761	10,695
ごみ処理経費（合計）	403,689	374,443	365,598	370,996	388,647

◆一般会計歳出決算額に占めるごみ処理経費の割合

一般会計歳出決算額(千円)	11,534,215	11,921,988	12,072,153	19,415,634	24,718,550
ごみ処理経費割合(%)	3.50	3.14	3.03	1.91	1.57

◆ごみ排出量1t当たりの処理経費

ごみ排出量 (t)	14,388	14,182	14,258	14,278	14,469
1t当たりの処理経費(円)	28,057	26,403	25,642	25,984	26,861

◆1人当たりの処理経費（人口は、各年度末人口）

人口 (人)	43,280	43,525	43,833	44,057	44,003
1人当たりの処理経費(円)	9,327	8,603	8,341	8,421	8,832

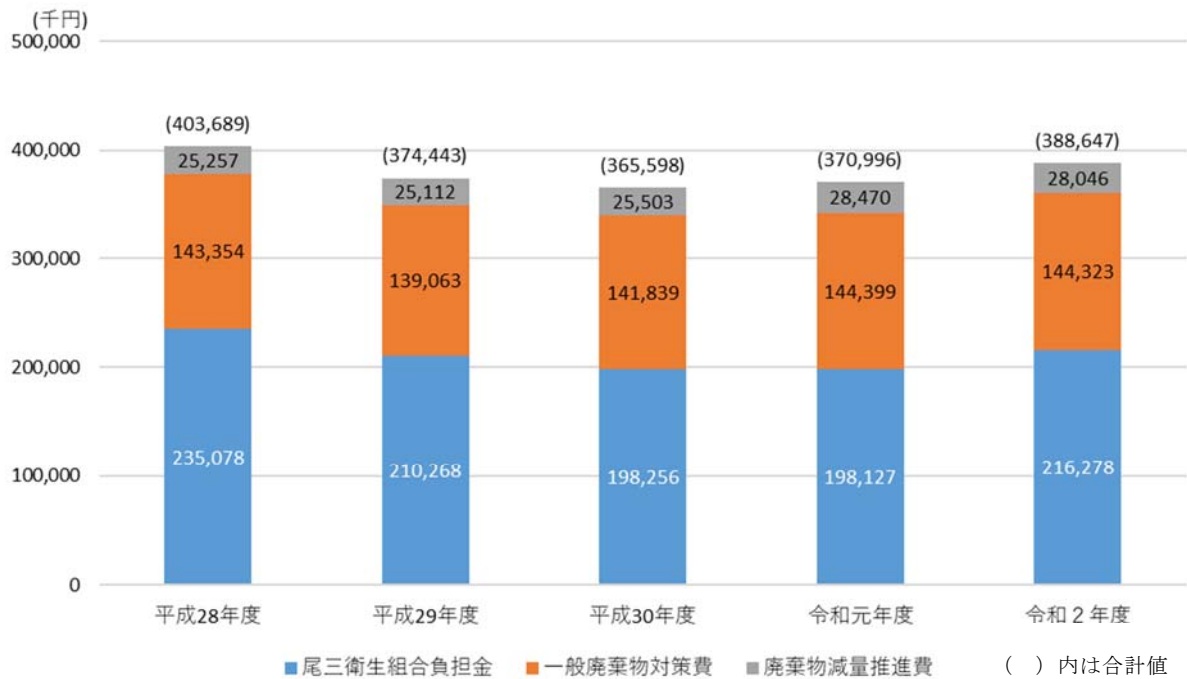


図5-12 ごみ処理経費の推移

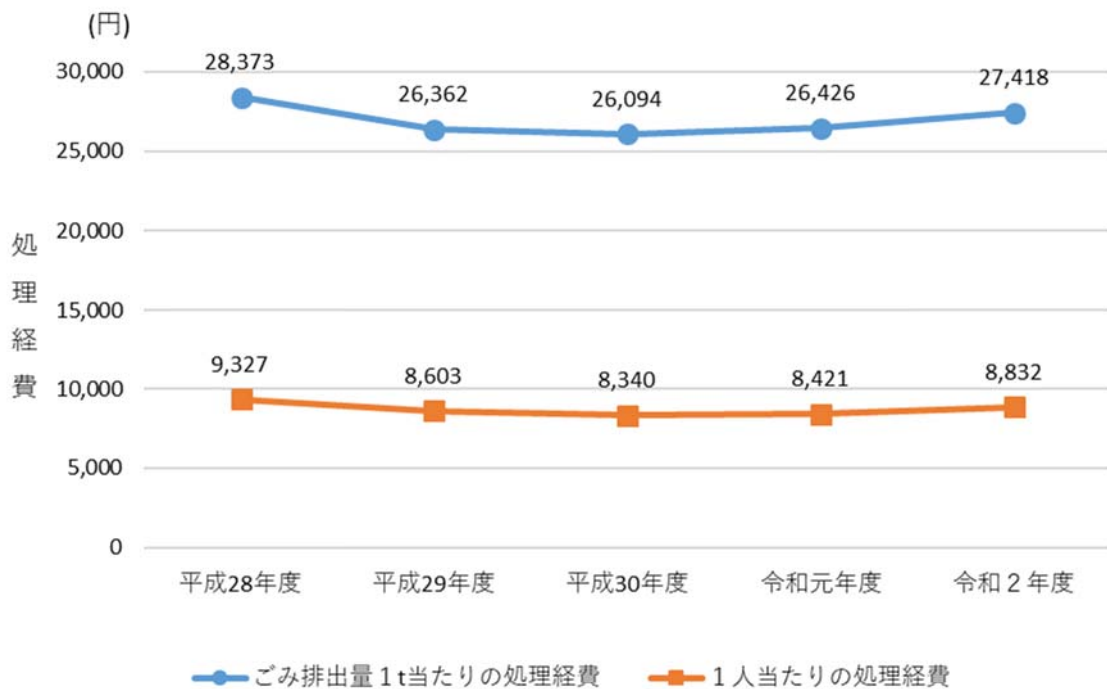


図5-13 ごみ排出量1t当たり及び1人当たりの処理経費の推移

6 し尿・浄化槽汚泥処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥処理経費は、表5-19、図5-14及び図5-15のとおりです。

令和2年度のし尿等処理経費の総額は、38,999千円であり、処理経費の主な内容は、日進美化センター運營業務委託料が37,519千円で全体の約96.2%、収集運搬委託費が1,480千円で全体の約3.8%となっています。

し尿等の処理量は減少傾向にありますが、確実な処理を実施していく必要があります。

表5-19 し尿及び浄化槽汚泥処理経費

(単位：千円)

	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
日東衛生組合負担金 日進美化センター運營業務委託料	65,552	64,678	61,960	43,289	37,519
し尿処理経費	2,324	2,103	1,998	1,826	1,480
うち収集運搬委託費	2,248	2,085	1,951	1,773	1,471
し尿等処理経費（合計）	67,876	66,781	63,958	45,115	38,999

◆一般会計歳出決算額に占めるし尿及び浄化槽汚泥経費の割合

一般会計歳出決算額（千円）	11,534,215	11,921,988	12,072,153	12,798,782	18,073,545
し尿等処理経費割合（％）	0.59	0.56	0.53	0.35	0.22

◆し尿及び浄化槽汚泥排出量1kℓ当たりの処理経費

し尿等排出量（kℓ）	7,683	7,584	7,404	7,400	7,325
1kℓ当たりの処理経費（円）	8,835	8,806	8,638	6,097	5,324

◆1人当たりの処理経費（人口は、各年度末人口）

人口（人）	43,280	43,525	43,833	44,057	44,003
1人当たりの処理経費（円）	1,568	1,534	1,459	1,024	886

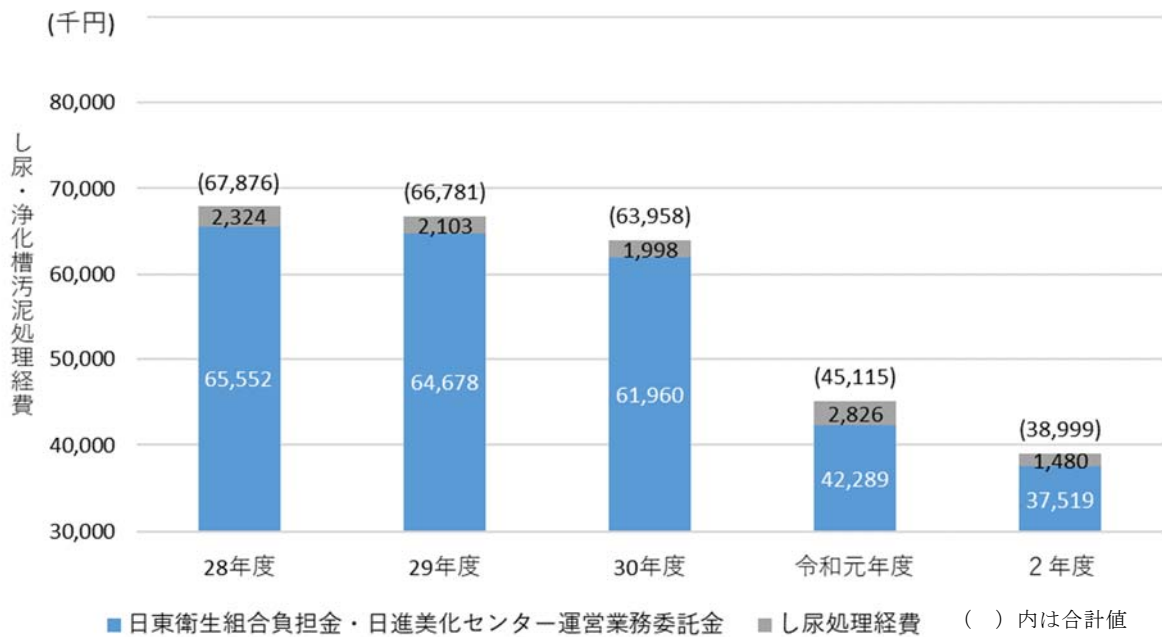


図5-14 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移

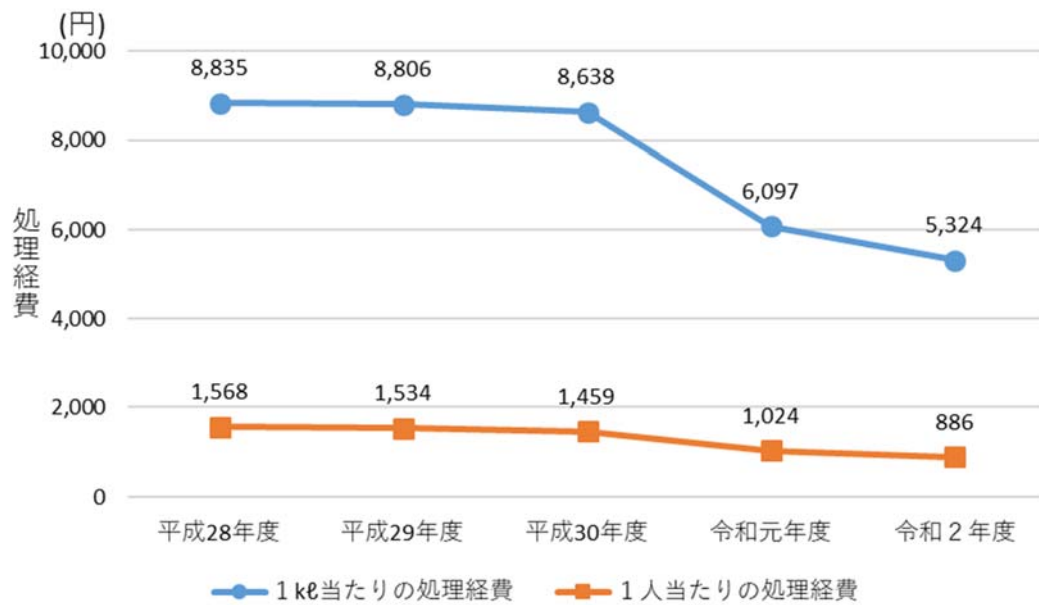


図5-15 し尿等排出量1kℓ当たり及び1人当たりの処理経費の推移

7 ごみ・し尿の処理経費の有料化の状況

(1) 可燃ごみ・不燃ごみ収集の有料化（町指定ごみ袋上乘せ）

可燃ごみ及び不燃ごみの収集に当たっては、町指定ごみ袋を昭和47年から採用しており、ごみ袋の販売をもって、ごみ処理手数料を徴収しています（表5-20）。

平成29年度から不燃ごみの区分を金属類、陶磁器・ガラス類に変更しました。また、令和元年度から、資源ごみ（金属類）小、資源ごみ（陶磁器・ガラス類）小を作成・販売をしています。

なお、愛知県内においては、ごみ処理手数料を徴収していない自治体もあります。

表5-20 ごみ処理手数料（令和2年度）

種 類	ごみ処理手数料
燃えるごみ袋大（35リットル）	15円／枚
燃えるごみ袋小（20リットル）	10円／枚
資源ごみ袋（金属類）大（35リットル）	15円／枚
資源ごみ袋（金属類）小（20リットル）	10円／枚
資源ごみ袋（陶磁器・ガラス類）大（35リットル）	15円／枚
資源ごみ袋（陶磁器・ガラス類）小（20リットル）	10円／枚

(2) 粗大ごみ収集の有料化（戸別有料収集）

家庭系の粗大ごみの戸別収集を平成10年10月から実施しており、1回の収集につき、1世帯5個までを上限とし、粗大ごみ1個につき510円を徴収しています。

粗大ごみの有料化を実施した平成11年度以降、粗大ごみの排出量が大幅に抑制されていましたが、平成23年度以降は増加傾向にあります。

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集の有料化

し尿の収集に当たっては、段階的にし尿処理手数料の引き上げを行っており、平成28年度は36リットルにつき200円、平成29年度以降は250円を徴収しています。

下水道の普及により、し尿処理量は減少傾向にあります。

東郷町一般廃棄物処理基本計画

発行 令和4年3月

編集 東郷町経済環境部 環境課

〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

☎ 0561-38-3111（代表）